独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の令和6年度における業務の実績に関する評価

令和7年

文部科学大臣

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 令和6年度評価 目次

1 - 1 - 1	評価の概要		• • • p 1
1 - 1 - 2	総合評定		· · · p 2
1 - 1 - 3	項目別評定総括表		· · · p 4
1 - 1 - 4 - 1	項目別評定調書(国民に対して提	共するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)	· · · p6
	項目別評価調書 No. I — 1 大学等	等の評価	· · · p 6
	項目別評価調書 No. I — 2 国立力	に学法人等の施設整備支援	· · · p13
	項目別評価調書 No. I — 3 学位持	受与	· · · p19
	項目別評価調書 No. I — 4 質保証	E連携	· · · p27
	項目別評価調書 No. I — 5 調査研	开究	· · · p 39
	項目別評価調書 No. I — 6 大学・	高専成長分野転換支援	• • • p 47
1-1-4-2	項目別評定調書(業務運営の効率	化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)	· · · p51
	項目別評価調書 No. II — 1 経費等	等の合理化・効率化	· · · p51
	項目別評価調書 No. II — 2 調達等	等の合理化 アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ	· · · p 53
	項目別評価調書 No. II — 3 給与力	×準の適正化	· · · p55
	項目別評価調書 No. 🎞 財務内	P容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項	· · · p56
	項目別評価調書 No. IV 予算	(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画	· · · p 56
	項目別評価調書 No. V 短期債	昔入金の限度額	· · · p5
	項目別評価調書 No. VI 剰余金	金の使途	· · · p5
	項目別評価調書 No. VII— 1 内部総	充制	· · · p6
	項目別評価調書 No. Ⅷ— 2 情報 シ	ノステムの整備及び管理	· · · p6
	項目別評価調書 No. Ⅷ— 3 施設・	設備に関する計画	· · · p6
	項目別評価調書 No. WI—4 人事に	こ 関する計画	· · · p6
別添	中期目標、中期計画、年度計画		· · · p6

1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する	1. 評価対象に関する事項						
法人名	独立行政法人大学改革支援・学	立行政法人大学改革支援・学位授与機構					
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度					
	中期目標期間	令和6年度~令和10年度(第5期)					

	2. 評価の実施者に関する事項								
主務大臣		文部科学大臣							
	法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	高等教育企画課、安井順一郎					
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、生田知子					

3. 評価の実施に関する事項

令和7年7月23日に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の評価等に関する有識者会合を開催し、機構長、役員等からヒアリングを実施し必要な情報を収集した。その際、監事からの意見聴取も行った。 ヒアリング結果を踏まえ、有識者から意見を聴取し評価を付した。

4. その他評価に関する重要事項

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」(平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定)を踏まえ、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、平成 28 年 4 月 1 日から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となった。

「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」(令和4年法律第94号)等が令和5年2月20日から施行され、機構の目的及び業務に大学・高専成長分野転換支援に関するものが追加された。

1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定											
評定	В	(参考)本中期目標期間における過年度の総合評定の状況									
(S, A, B, C, D)		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度					
		В									
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。										

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。
	○「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価」では、これまでの課題であった膨大なデータ分析作業について、新システムの開発により期間を4分の1に短縮しているほか、作成要領・マニュアル等について内容を充実しつつ前倒しで決定・公表するなど、独法内のみならず、各機関や評価者の負担軽減を考慮した効果的・効率的な方法に資する大幅な改善が行われている点について評価できる。
	○「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」では、従前の取組に加えて、「財務諸表等の集計と分析」において、データ集計ツールを新たに組み直し、分析結果のうち、法人別概要財務諸表の利便性向上のため、視覚的要素を加えた図表化を進めるとともに、例年より3か月前倒しして各国立大学法人に対して情報提供したことは、中期計画に定められた以上の業務の達成が認められるため。
	また、「国立大学病院財務経営分析ワークショップ」において、これまでは係長相当職を主な対象として基礎的な内容で実施してきたところ、令和6年3月に文部科学省から各大学病院に令和6年6月までの策定を求められた「大学病院改革プラン」をテーマとし、自大学病院の経営改善に向けた取組に直結させられるよう、財務・経営企画を担当する幹部職員である課長級を対象としてより実践的な内容で実施したことも上記評定に至った理由の一つである。
	○「大学・高専成長分野転換支援」では、フォローアップ要項に定められた従前の取組に加えて、指摘事項を通知した選定校に対する「オンライン面談」を実施し、各大学の置かれた状況を把握した上で、きめ細やかなフォローアップを行っており、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められる。
	また、選定された大学の情報・意見交換の場として、毎年度「機能強化会議」を開催しているが、参加者の要望を踏まえて、新たな試みとして、選定大学によるポスターセッションを実施し、相互の連携等の促進を図った。
	なお、「大学・高専成長分野転換支援」においては、継続的な事業であり、選定校が指摘事項を改善し特定成長分野への転換等を着実に実施することが重要であることから、きめ細やかなフォローアップを行った「取組の実施状況の把握等」の評定に重きをおいて評価した。
全体の評定を行う上で特	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。
に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など								
項目別評定で指摘した課	「大学ポートレート」では、Web 広告やチラシの配布等による広報活動が実施されているものの、前中期目標期間平均値よりアクセス数が低く、利用者の視認性や利便性に課題がある。 大学ポートレート運営会議を中心に、利便性向上や機能充実にとどまらず、新たな活用方法の開拓等、抜本的な取組を進めることが望まれる。(P.32 参照)							
題、改善事項								
その他改善事項	特になし							

主務大臣による改善命令	特になし
を検討すべき事項	
4. その他事項	
監事等からの意見	監事から意見を聴取し、特段重大な指摘はないことを確認した。
その他特記事項	特になし

※ 評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(以降「評価基準」とする)」p13~参照)

S:中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A:中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B:全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C:全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D:全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

ı	中長期目標(中長期計画)			年度評価			項目別	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年 度	調書No.	備考
Ι. 🛭	国民に対して提供するサービスその他	の業務の質の	の向上に関す	上る目標を達	述成するため	とるべき措施	置	
J	大学等の評価	В					<u>I-1</u>	
	大学等の教育研究活動等の 状況に関する評価	В						
	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価	A						
	国立大学法人等の施設整備支援	В					<u>I – 2</u>	
	施設費貸付事業	В						
	施設費交付事業	В						
	国から承継した財産等の処理	В						
=	学位授与	В					<u>1 – 3</u>	
	単位積み上げ型による学士 の学位授与	В						
	省庁大学校修了者に対する 学位授与	В						
	学位授与事業の普及啓発	В						

中長期目標(中長期計画)			年度評価			項目別	
	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度	調書No.	備考
I. 国民に対して提供するサービスその他	の業務の質	の向上に関	する目標を	達成するた	めとるべき	措置	
質保証連携	В		<u>I – 4</u>				
大学等連携・活動支援							
大学等との連携	В						
国立大学法人の運営基 盤の強化促進の支援	A						
大学ポートレート	В						
評価機関との連携	В						
国際連携・活動支援							
国際的な質保証活動への参画	В						
学位等高等教育資格の 承認に関する情報提供	В						
調査研究	В					<u>I – 5</u>	
大学等の改革の支援に関す る調査研究	В						
学位の授与に必要な学習の 成果の評価に関する調査研 究	В						
大学等の改革支援及び学位 授与に係る情報処理に関す る調査研究	В						
大学・高専成長分野転換支援	A					<u>I – 6</u>	
助成金の交付	В						
取組の実施状況の把握等	A						

	中長期目標(中長期計画)			年度評価				
		令和6 年度	令和 7 年度	令和8 年度	令和 9 年度	令和 10年 度	項目別 調書No.	備考
П	. 業務運営の効率化に関する目標を	と達成する	ためとる〜	*き措置				
	経費等の合理化・効率化	В					<u>II – 1</u>	
	調達等の合理化	В					<u>II - 2</u>	
	給与水準の適正化	В					<u>II – 3</u>	
IV V	財務内容の改善に関する目標を 達成するためとるべき事項 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 剰余金の使途	В					III、IV V、VI	
VII	その他主務省令で定める業務運営	に関する事	項					
	内部統制	В					<u>VII — 1</u>	
	情報システムの整備及び管理	В					<u>VII – 2</u>	
	施設・設備に関する計画	В					<u>VII — 3</u>	
	人事に関する計画	В					<u>VII — 4</u>	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No. | 欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 評定区分は以下のとおりとする。
 - S:中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上で、かっ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
 - A:中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。
 - B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上)。
 - C:中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
 - D:中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

なお、「Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ.財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ.その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

- S:-
- A:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
- B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)。
- C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)。
- D:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I – 1	1 大学等の評価 (1)大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 (2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育									
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第1号、第3項、 第4項 学校教育法第109条、同法第123条 国立大学法人法第31条の3第1項							
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	予算事業 ID001581							

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプッ	ト(アウトカム)情幸	报							②主要なインプ	ット情報 (財	務情報及び丿	員に関する情		
指標		達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
(1) 大学等の教育研	研究活動等の状況に関	関する評価												
認証評価機関連絡協調	義会等	各年度 3回	3回 (前中期目標期間 最終年度値) (※1)	3回					予算額(千 円)	287, 317				
機関別認証評価制度は	こ関する連絡会等	各年度 4回	3回 (前中期目標期間 最終年度値)	5回					決算額(千 円)	271, 655				
	大学	_	_	177 ア カウン ト					経常費用(千 円)	247, 055				
評価対象校向け説 明会参加者数	高等専門学校	_	_	84 ア カウン ト					経常利益(千円)	8, 932				
	法科大学院	_	_	12 ア カウン ト					行政コスト (千円)	254, 907				
	大学	_	_	40 人					従事人員数 (人)	21.7(2.9)				
評価委員向け研修 参加者数	高等専門学校	_	_	19 人										
	法科大学院	_	_	7人										
評 価 実 大学	申請校数 (当機構 での受審を希望 した校数)	-	_,	8校										
施校	当機構で評価を 実施した校数	_	_	8校										

数		由き垃粉	文(当機構											
奴			番を希望	_	_	4校								
	古松古田兴坛	した校数	出て山田			410								
										-				
			で評価を	_	_	4校								
		実施した				- 1/4								
			女(当機構											
			審を希望	_	_	1校								
	法科大学院	した校数	ኢ)											
		当機構~	で評価を			- 1-1-								
		実施した			_	1校								
		,			82.2%									
給証	アンケート回答率	k		85%	(前中期目標期間	87. 2%								
195,411		_		00/0	平均値)	01.2/0								
±∕≥≑⊓	アンケート・評価	よ甘 淮 払っド	組占の様		88. 2%									
	内容に関する満足			OE0/	(前中期目標期間	88. 9%								
		E及4以上	.(3 权陷	80%		88.9%								
評価	1)				平均値)									
(2) 国立大学法人及	ひ大学共	同利用機関	は人の教育	研究の状況に関する	る評価								
								1	T	1	I		1	
					【4年目終了									
					時】									
検証	ア				96%									
	r - 評価の週切性に 関する肯定的回		95%以		【6年目終了	-								
		定的回		95%以上	時】									
価者					96%									
仙伯)				(※2)									
			現況分析	F	91%									
					(※2)	_								
					【4年目終了									
					時】									
					73%									
			達成状況		【6年目終了	_								
	評価の適切	性に関	上水水化	70%以上	時】									
	する肯定的[回答			66%									
10 ==		-			(※2)					_				
検証			現況分析		72%	-								
ンク					(※2)			1						
F	(法				【4年目終了									
人)					時】									
					52%									
	評価の有効		達成状況	55%以上	【6年目終了	-								
	する肯定的				時】									
	9 の月圧的に	当 合			50%									
					(※2)									
			TRUM ALC	0.00/101	58%									
			現況分析	60%以上	(※2)	_								
					(/:: 2 /			·		1				

^(※1) 令和5年度の開催回数(6回)から、臨時開催の回数(3回)を除いた開催回数(令和元年度から令和4年度と同数)を基準値として設定している。

^(※2) 達成状況については4年目終了時評価(令和2年度)及び6年目終了時評価(令和4年度)、現況分析については4年目終了時評価における検証アンケートの数値を基準値として設定している。

注)従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記) なお、評価項目 I-5 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年	度計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
土な評価指標寺	主な業務実績等	自己評価	評定 B				
(1)大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 <主な定量的指標> 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況 (実施校数等を参考に	(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 <主要な業務実績> ア	自己評価 <評定と根拠> 評定: B 令和6年度における「1 大学等の評価」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。 (1)大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 〈評定と根拠> 補助評定: B 「大学等の教育研究活動等の状況に関する評価」について、	評定 B < 評定に至った理由 > 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > - < その他事項 > - 補助評定:B < 補助評定に至った理由 > 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 >				
(美地(女) 等を多考に 判断)	# 数 評価結果 大学 8校 「評価基準に適合している」8校 「評価基準に適合していない」0校 高等専門学校 4校 「評価基準に適合している」4校 「評価基準に適合していない」0校 法科大学院 1校 「評価基準に適合している」1校 「評価基準に適合していない」0校 ② 評価結果については、令和7年3月に当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトで公表した。 【認証評価結果の公表(令和6年度分)】 ・ 令和6年度 大学機関別認証評価の評価結果(8校分) https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyoukakekka/r_6.html ・ 令和6年度 高等専門学校機関別認証評価の評価結果(4校分) https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoukakekka/r_6.html ・ 令和6年度 法科大学院認証評価の評価結果(1校分) https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyoukakekka/r_6.html ・ 令和7年度に実施する評価について、大学等に向けて、評価説明会及び自己評価担当者の研修をオンラインで実施し	保に、大学の4巡目(令和8年度計画に沿って着実に実施した。特に、大学の4巡目(令和8年度)に向けまえ、体明のからでででは、大学の4巡目(向けまえ、体明ででは、大学のがでは、では、大学のがでは、では、大学のがでは、では、大学のがでは、では、大学のができるがでは、では、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学に	超及O収音万泉/ - <その他事項> -				

1-2 文部科学省と 連携し、内部質保証を 重視した効果的・効率 的な評価システムを開

に判断する。

イ 評価体制の整備及び評価担当者研修の実施

○ 以下のとおり、申請校数に応じた評価体制を整備した。

【大学】

- 大学機関別認証評価委員会(委員 20 人)
- 評価部会(2部会、委員10人、専門委員22人)

報告書を取りまとめた。

中央教育審議会における認

証評価制度の改善に向けた議

論の状況を踏まえ、認証評価制

度全体の質の保証・向上を担う

先導的な役割を果たすべく、認

発したか、また、取組 の成果等を提供し、我 が国の認証評価におけ る先導的役割を果たし たか、評価システムの 開発に向けた取組の状 況、取組の成果を提供 するための説明会や研 修等の開催実績や成果 物等を参考に判断す る。

- · 内部質保証専門部会(委員5人、専門委員9人)
- 運営小委員会(委員5人)
- · 意見申立審査会(専門委員5人)

【高等専門学校】

- 高等専門学校機関別認証評価委員会(委員19人)
- · 評価部会(1部会、委員6人、専門委員10人)
- · 財務専門部会(委員2人、専門委員2人)
- 意見申立審査会(専門委員5人)

【法科大学院】

- · 法科大学院認証評価委員会(委員25人)
- · 評価部会(1部会、委員1人、専門委員7人)
- 運営連絡会議(委員9人、専門委員3人)
- 意見申立審査専門部会(専門委員5人)

[各委員会等開催実績] 【大学】

大学機関別認証評価委員会

https://www.niad.ac.jp//about/conference/evaluation_conference/daigaku.html

○ 評価部会等

HI IMM HE AND 11	11 面的女子				
	開催時期	審議内容			
評価部会(第1回)	令和6年6月	役割分担、スケジュール等			
内部質保証専門部会(第1回)	(書面審議)				
評価部会(第2回)	令和6年8月	書面調査の分析状況及び確認			
内部質保証専門部会 (第2回)	(オンライン開催)	事項等			
運営小委員会(第1回)	令和6年9月	各評価部会の審議結果等			
	(オンライン開催)				
運営小委員会(第2回)	令和6年12月	評価結果のまとめ方の方針等			
	(オンライン開催)				
評価部会(第3回)	令和6年12月	評価結果(原案)等			
内部質保証専門部会(第3回)	~令和7年1月				
	(オンライン開催)				
運営小委員会(第3回)	令和7年2月	評価結果のまとめ方の方針等			
	(書面審議)				

【高等専門学校】

○ 高等専門学校認証評価委員会

https://www.niad.ac.jp/about/conference/evaluation_conference/koutou.html

〇 評価部会等

	開催時期	審議内容
評価部会(第1回)	令和6年6月	役割分担、実施方法等
	(オンライン開催)	
財務専門部会(第1回)	令和6年6月	役割分担、実施方法等
	(書面審議)	
評価部会(第2回)	令和6年8月	書面調査の分析状況及び確認
財務専門部会(第2回)	(書面審議)	事項等
評価部会(第3回)	令和6年12月	評価結果(原案)等
	(オンライン開催)	
財務専門部会(第3回)	令和6年12月	評価結果(原案)等
	(書面審議)	
評価部会(第4回)	令和7年3月	成績評価、同一試験問題等に関
	(書面審議)	するガイドライン等

証評価機関連絡協議会の事務 局機能を担い議論を主導する とともに、今年度新たに機関別 認証評価制度に関する連絡会 の下に研究会を立ち上げ、機関 別評価機関の評価実務者間の 意見交換を促進した。

また、大学等の教育の実践と その質保証に関わる業務に携 わっている教職員を対象とし た「大学等の質保証人材育成セ ミナー」を開催し、セミナー後 のアンケートからは全体とし て高い満足度が示された。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

<課題と対応>

また、前年度評価における 「4巡目に向けて、評価者と評 価対象大学等双方の負担軽減 への取組や実施調査の利点等 を踏まえた評価の充実」に関す る意見については、4巡目に向 けて、大学については、評価の 質を維持しつつ評価者と評価 対象大学等双方にとって負担 軽減に資することを方針に掲 げ、評価作業の更なる効率化を 図る中で、実地調査についても 限られた日程内で最大限の効 果が得られるよう、評価方法を 検討した。高等専門学校につい ても、4巡目において基準の整 理や評価方法の効率化を図っ

【法科大学院】

○ 法科大学院認証評価委員会

https://www.niad.ac.jp/about/conference/evaluation_conference/lawschool/

〇 評価部会等

	開催時期	審議内容			
運営連絡会議 (第1回)	令和6年6月	評価実施の方針、評価部会編成			
	(オンライン開催)	等			
評価部会(第1回)	令和6年6月	評価実施の方針、役割分担、ス			
	(オンライン開催)	ケジュール等			
評価部会(第2回)	令和6年8月	書面調査の分析状況及び確認			
	(オンライン開催)	事項等			
運営連絡会議 (第2回)	令和6年9月	書面調査の分析結果、重要事項			
	(書面審議)	変更届等			
評価部会(第3回)	令和6年12月	評価結果(原案)等			
	(オンライン開催)				
運営連絡会議 (第3回)	令和7年1月	評価結果 (案)、重要事項変更届			
	(オンライン開催)	等に基づく付記事項等			

○ 令和6年6月に評価担当者の研修をオンラインで実施した。

<研修の実績>

	大 学	高等専門学校	法科大学院
参加人数	40人	19人	7人

ウ 認証評価の検証と改善

- 令和5年度に実施した機関別認証評価に関する検証のためのアンケート調査を対象校及び評価担当者に対して実施した。機構の教員と事務職員で組織する評価に関する検証ワーキンググループにおいて、その調査結果を確認するとともに改善点への対応等について検討し、以下のとおり、評価システムを改善した。(回答率:対象校100%、評価担当者84.2%)・ 対象校及び評価担当者との意思疎通が不十分であったと考えられる事項等について、説明会・研修会でより丁寧に
- 令和4年度~令和5年度に実施した法科大学院認証評価の検証データに基づき、4巡目(令和3年度*~令和7年度)の中間検証を行い、5巡目評価のための評価基準の改定等の参考とするとともに、令和7年3月に中間検証報告書の取りまとめを実施した。
 - ※ 令和3年度は評価対象校無し。

<評価に関する検証ワーキンググループ>

	開催時期	審議内容
第1回	令和6年6月	令和5年度実施の認証評価アンケートの集計結果等
第2回	令和6年12月	法科大学院認証評価に関する4巡目の中間検証等

エ 認証評価 先導的役割

- 民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における 認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の先導的な役割を果たすため、以下の取組を 実施した。
 - ・ 認証評価機関連絡協議会の事務局として、協議会を2回、下位に設置するワーキンググループを1回開催し、協議会の議論を主導した。

たことを踏まえ、実施に向けて具体的な運用方法を検討した。

前年度評価における「認証評価機関連絡協議会などにおいて議論を主導し、制度全体の改善に向けた取組を期待する。」という意見については、引き続き、同協議会やその下に置かれるワーキンググループでの認証評価における検討課題に関する意見交換や認証評価機関する意見交換や認証評価機関の質保証の更なる充実に関する取組の実施等において先導的役割を果たす。

	開催時期	審議内容
協議会(第31回)	令和6年9月 (オンライン開催)	令和7年度評価担当職員研修の実施 (案)、認証評価機関の質保証の更なる 充実に資する取組等
協議会ワーキンググループ	令和7年1月	令和7年度評価担当職員研修の企画書
(第 24 回)	(オンライン開催)	(案)・実施要項(案)等
協議会(第32回)	令和7年3月	令和7年度評価担当職員研修の企画書
	(オンライン開催)	(案)・実施要項(案)等

・ 各評価機関が行う評価の更なる質的向上を図るため、機関別認証評価制度に関する連絡会(第1回)において、同 連絡会の下に、機関別認証評価の実施方法等に関する研究会を新たに設置することを機構から提案・承認を経て、2 回開催した。

	開催時期	審議内容
研究会	令和6年12月	研究会の運営方法、実施方法等に関する意見交
(第1回)	(対面開催)	換等
研究会	令和7年2月	実施方法等に関する意見交換、今後の意見交換
(第2回)	(対面開催)	のテーマ等

大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象として、大学等の質保証人材育成セミ ナーをオンラインと対面のハイブリッドで3回開催した。開催後、「大学質保証ポータル」にセミナーの資料や講演 動画を掲載し、質保証に関連する情報を提供した(詳細は「4 質保証連携」(1) -①-イ参照)。

	開催時期	内容
第1回	令和6年9月	内部質保証実務(シラバスから考える大学設置基準編)
	(オンライン・対面)	
第2回	令和6年12月	評価疲れのメカニズムと解消に向けた Tips
	(オンライン・対面)	
第3回	令和7年2月	いまさら聞けない DEI-高等教育の現場から
	(オンライン・対面)	

- ・ 文部科学省「大学の世界展開力強化事業(国際質保証制度設計業務)」の補助事業者として、アジアにおける大学
- 大学機関別認証評価の4巡目(令和8年度~令和14年度)について、引き続き内部質保証を重視した評価、法令改正 等を踏まえた整理等、直近の高等教育政策動向を反映した評価の実施に向けた評価基準等の見直しを行い、6月から7 月にかけて意見募集(パブリックコメント)を実施し、9月に文部科学省に届出を行い、公表した。10月に大学等の高 等教育関係者に向けて説明会を実施した。4巡目の具体的な評価方法等については、引き続き検討を進め、令和8年度 向けの自己評価実施要項等を3月に策定した。

才 法科大学院認証評価

- 法科大学院に係る認証評価について、運営費交付金支出総額の削減に向けた方策の検討を進め、現行の評価の実施体 制等に基づく本中期目標期間における運営費交付金支出総額の見込みを作成した。5巡目(令和8年度~令和12年度) の実施体制等の検討と併せて、令和7年1月にワーキンググループを立ち上げ、さらなる検討を実施した。
- (2)国立大学法人及び 大学共同利用機関法人 の教育研究の状況に関 する評価

<主な定量的指標> 1-3 国立大学法人 及び大学共同利用機関 法人の教育研究の状況 についての評価の実施

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

<主要な業務実績>

ア 第4期中期目標期間における教育研究の評価の実施に向けた準備 アーa 「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の決定

○ 第4期中期目標期間における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価について、意見募集(パブリット) クコメント)を行い、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」を公表した。また、法人向けに実績報告書に 関するQ&Aを併せて公表した。

(2)国立大学法人及び大学共 同利用機関法人の教育研究の 状況に関する評価

<評定と根拠>

補助評定:A

「国立大学法人及び大学共同 況に関する評価 について、年 補助評定: A

<補助評定に至った理由> これまでの課題であった膨 大なデータ分析作業について、 新システムの開発により期間 を 4 分の 1 に短縮しているほ か、作成要領・マニュアル等に 利用機関法人の教育研究の状 | ついて内容を充実しつつ前倒 しで決定・公表するなど、独法 状況 (実施機関数等を参 考に判断)

<その他の指標>

<評価の視点>

1-3 国立大学法人 及び大学共同利用機関 法人の教育研究の状況 についての評価を適切 に実施し、結果を文部科 学省国立大学法人評価 委員会に提供するとと もに公表したか、評価実 施に向けた準備状況、評 価実施体制、評価実施機 関数、評価実施後の検証 のためのアンケートの 回答状況等を参考に判 断する。

○ 「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」を、各法人の作業期間を十分に確保するため、前期(第3期)より も約2か月前倒しで公表した。

特に、「実績報告書作成要領」のうち、各法人が学部・研究科等ごとに作成する現況調査表については、別途作成して いた「現況調査表ガイドライン」の内容も盛り込み、実質的に前期よりも約6か月前倒しで公表し、各法人の作業期間 を約1.5倍に拡大させた。

○ 学部・研究科等ごとに作成する現況調査表については、評価の質を維持しつつ、記載項目の見直しによって、法人の 文書作成や資料収集に係る作業負担を大幅に軽減し、評価者の現況調査表を確認して評価を行う作業負担も大幅に軽減 した。(以下の表参照)

<実績報告書(租復調本書)のスリスル(1 学郊・研究科等あたり)>

_	大阪 秋日 「大心に 西 秋 ・						
	区分	第	4期	(参考)	第3期		
	丛 ガ	本文	根拠資料等	本文	根拠資料等		
	教育の現況分析	3頁	2頁	14~21 頁	上限なし		
		(上限)	(上限)	(目安)			
	研究の現況分析	2頁	1頁	5~13頁	上限なし		
		(上限)	(上限)	(目安)			

アーb 法人実務担当者向けの説明会

○ 令和8年度に実施する第4期4年目終了時の教育研究評価について、令和7年3月に法人向けの説明会を2回開催し た。(対面及びオンラインでのハイブリッド形式)

イ 教育研究評価データのシステム開発

- 第4期4年目終了時の教育研究評価に向けて、各法人の教育研究評価データに関する収集・分析等を行う新システム を開発した。
- この新システムにより、ウェブ入力方式の場合、システムへのデータ登録エラーが発生しないため、エラー対応に係 る法人の作業を不要とし、法人からデータを収集後、法人にデータの分析結果を提供するまでの期間も約2か月から約 2週間に短縮できる。

<新システムの主なポイント>

1/// + 1 / + 1 / T / T / T / T			
機能	課題	新システム	メリット
データの収集	使用ファイルの多 さ、煩雑さ	ウェブ入力方式等の 効率的な方法を採用。	効率的なデータ入 力、出力の即時性の
データの分析	出力時間の長さ	BI**レポートによる 出力速度向上。	向上によって、法人 担当者の作業に係る 負担や時間を短縮。

※ Business Intelligence の略。新システムでは、Microsoft Power BI を使用。

度計画に沿って「実績報告書作 成要領 | 及び「評価作業マニュ アル」を公表の上、法人に対し て説明会を実施するとともに、 教育研究評価データの収集・分 析等を行うシステムを開発し

その上で、「実績報告書作成 要領」及び「評価作業マニュア ル」については、各法人の作業 期間を十分に確保するため、前 期よりも前倒しで公表してお り、特に各法人が学部・研究科 等ごとに作成する現況調査表 では、各法人の作成可能時期の 約6か月前倒しを実現してい る。また、現況調査表について は、評価の質を維持しつつ、各 法人の作業負担を軽減するた め、本文の記載量や根拠資料等 を大幅に縮減している。

さらに、教育研究評価データ を収集・分析するシステムの開 発については、ウェブ入力方式 等の効率的なデータ収集方法 を採用し、BI レポートによる データ分析の出力速度を向上 させることによって、法人のデ ータ入力に係る作業負担の軽 減を実現している。

以上のことから、所期の目標 を上回る成果が得られたと判 断し、「A」とした。

<課題と対応>

4年目終了時評価の評価体 制を編制するとともに、適切な 評価の実施に向けて、法人及び 評価者に対する研修内容を見 直すなどの改善策を検討の上 で、実行する。

内のみならず、各機関や評価者 の負担軽減を考慮した効果的・ 効率的な方法に資する大幅な 改善が行われている点につい て評価できる。

<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策>

<その他事項>

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I - 2	2 国立大学法人等の施設整備支援(1)施設費貸付事業(2)施設費交付事業(3)国から承継した財産等の処理							
業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第2号、第3号					
	施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	別法条文など)	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法制定附則第13条第1項					
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業	予算事業 ID001581					
		レビュー						

主要な経年データ								-					
①主要なアウトプット(アウトカ	ノム)情報							②主要なインプット	青報(財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (期間間 期間 期間 (第) (1)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 年度
(1) 施設費貸付事業													
施設費貸付事業の実施状況	_	_	101 事業					予算額(千円)	158, 085, 113				
貸付対象事業に係る現地調査の 実施件数	5年間平 均6箇所	6箇所 (前中 期目標 期間平 均値)	6 箇所					決算額(千円)	165, 952, 179				
								経常費用 (千円)	5, 048, 037				
								経常利益 (千円)	85, 338				
								行政コスト (千円)	5, 053, 528				
								従事人員数 (人)	8.1(1.8)				
(2) 施設費交付事業		1						1					
施設費交付事業の実施状況	_	_	84 事業										
交付対象事業に係る現地調査の 実施件数	5年間平 均 13 箇 所	13 箇 所(前 中期目 標期間 平均 値)	13 箇所										
(3) 国から承継した財産等の処	理												
東京大学生産技術研究所跡地の 売却持分比率	_	_	94. 48%										

均値)		承継債務償還率	各年度 100%	100% (前中 期目標 期間平	100%											
-----	--	---------	-------------	------------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注)従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣によ	る評価
土な計画相保守	主な業務実績等	自己評価	評定	В
(1)施設費貸付事業 <主な定量的指標> 2-1 施設費貸付の実施状況 (貸付の審査状況等を参考に判断) <その他の指標> <評価の視点> 2-1 する語ので表示のである。 (ごのでは、) (このでは、) (こので	(1) 施設費貸付事業 <主要な業務実績> ① 施設費の貸付 ① ア 施設費の貸付 ① ア 施設費の貸付 ① 「令和6年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費貸付事業について」(令和6年3月29日付け 文部科学大臣の定め) に基づき、国立大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、国立大学法人に対し、以下のとおり貸付けを実施した。 <令和6年度施設費貸付事業> (単位:百万円) 当初計画額 貸付実績額 施設整備 (28法人/77事業) 74,640 (28法人/70事業) 64,146 設備整備 (28法人/33事業) 33,717 (28法人/31事業) 31,686 合計 (35法人/110事業) 108,357 (35法人/101事業) 95,832 ○ 国立大学法人における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」(令和6年5月22日及び令和7年1月20日オンライン開催)において、国立大学法人の施設担当部課長等に対して、施設費貸付事業の留意点について説明した。 ○ 事業の進捗状况について国立大学法人に対して定期的に報告を求め、適宜、文部科学省と情報を共有した。	特に、施設費貸付事業に係る資金調達においては、市場における金利上昇を踏まえ、債券発行による資金の調達は行わず、財源の全額を財政融資資金により調達することで、低利かつ効率的な資金調達を行った。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。	〈評定に至った理由〉中期計画に定められたに業務が実施されたと認く指摘事項、業務運営上策〉	められるため。 の課題及び改善 とおり、概ね着: められるため。

①ーイ 貸付等の審査

- 貸付審査を行うため、施設費貸付事業貸付審査会を以下のとおり開催した。貸付の審 査に当たっては、国立大学法人より提出される借入申込書、財務諸表及び完済までの収 支計画等により、以下の事項について確認し、総合的な審査を実施した。
 - ・ 事業の目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるか
 - 償還可能な財務状況となっているか
 - 貸付金債権を担保することのできる不動産を有しているか
 - ・ 国立大学附属病院の教育、研究、診療及び地域貢献に係る使命・役割を果たして いるか 等

<施設費貸付事業貸付審査会(令和6年度開催)>

開催回	開催日	議事
1 41 1 1	F-41E-1	P424 4
第1回	令和6年4月10日	1. 令和6年度第1・四半期長期借入金の借入の認可
	A 4	申請時審査について
第2回	令和6年5月20日	1. 令和6年度6月借入申込み時審査について
		2. 令和6年度第2・四半期長期借入金の借入の認可
		申請時審査について
		3. 令和6年度施設費貸付事業に係る貸付金利につ
		いて
第3回	令和6年6月19日	1. 令和6年度7月借入申込み時審査について
第4回	令和6年7月22日	1. 令和7年度借入事業要求時審査
第5回	令和6年8月20日	1. 令和6年度9月借入申込み時審査について
		2. 令和6年度第3・四半期長期借入金の借入の認可
		申請時審査について
		3. 令和6年度施設費貸付事業に係る貸付金利(令和
		6年9月~令和7年2月貸付)について
第6回	令和6年9月20日	1. 施設費貸付事業に係る収支状況の確認
	(書面審議)	2. 施設費貸付事業に係る貸付金利(令和6年9月20
		日見直し分)について
第7回	令和6年11月20日	1. 令和6年度12月借入申込み時審査について
第8回	令和6年11月25日	1. 令和6年度第4・四半期長期借入金の借入の認可
714 - 1	1. 1 1 ==>,4==1	申請時審査について
		2. 宗済までの収支計画における決算後比較(予実確
		認)
第9回	令和6年12月17日	1. 令和6年度1月借入申込み時審査について
第10回	令和7年1月20日	1. 令和6年度2月借入申込み時審査について
第11回	令和7年3月7日	1. 令和6年度3月借入申込み時審査について
7771111	13-14-1 0 23-1 14	2. 貸付後の確認 (事業状況等の確認)
		3. 施設費貸付事業に係る収支状況の確認
		4. 施設費貸付事業に係る貸付金利(令和7年3月貸
		付)について
		5. 施設費貸付事業に係る貸付金利(令和7年3月20
		5. 肥政賃買刊事業に保る買刊金利(市和7年3月20日 見直し分)について
		6. 令和7年度貸付審査会のスケジュールについて

② 資金の調達及び債務の償還 ②-ア 資金の調達

○ 施設費貸付事業の財源として、財政融資資金から96,726百万円の長期借入れを実施し

○ 市場における金利上昇を踏まえ、債券発行による資金の調達は行わず、貸付事業に必 要となる財源の全額を財政融資資金により調達することとした。これにより、国立大学 法人の財務及び経営の改善に資する、低利かつ効率的な資金調達を実現した。

<令和6年度の資金調達実績>

(単位:百万円)

111111111111111111111111111111111111111				
区分	訓	問達額(財政融資資金)		
△ 刀	新規貸付額	繰越貸付額	計	
施設整備	43, 363	20, 783	64, 146	
設備整備	※ 1 31, 819	761	32, 579	
合計	75, 181	21, 544	96, 726	

- ※1 既発行債券の償還に充てるための借換額(894百万円)を含む。
- ※2 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

②ーイ 債務の償還

○ 財政融資資金及び市場(債券)への債務償還に当たり、国立大学法人へ払込通知書を 発行・送付して計画的に債権を回収し、償還を滞りなく確実に実施した。

<令和6年度の財政融資資金等への債務償還実績>

(単位:百万円)

 1 14 1 11 0 1	ンマバックログスス		433 MAE24		\ I	· 11/3/1/
区分	令和5年度末 元金 債務残高	新規 借入額	繰越 借入額	元金 償還額	令和 6 年度末 元金 債務残高	利子 支払額
財政融資 資金	620, 172	75, 181	21, 544	48, 512	668, 385	2, 462
債券	29, 500	I	I	6,000	23, 500	49
計	649, 672	75, 181	21, 544	54, 512	691, 885	2, 511

- ※ 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。
- 貸付事業に係る債権を確実に回収するため、6法人に対して現地調査又はウェブ会議 システムを活用した貸付先調査を実施し、事業の進捗状況の確認や各法人から意見等を 聴取した。

<今和6年度貸付先調查宝績>

調査時期	法人名	法人数
令和6年10月	千葉大学、岡山大学	2法人
令和6年11月	富山大学	1法人
令和6年12月	浜松医科大学、筑波大学	2法人
令和7年1月	宮崎大学(*)	1法人

*はウェブ会議システムを活用して調査を実施した法人(1法人)

(2) 施設費交付事業

<主な定量的指標>

2-2 施設費交付の実施状況 (実施件数等を参考に判断)

<その他の指標>

(2) 施設費交付事業

<主要な業務実績> ① 施設費の交付

○ 「令和6年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費交付事 業について」(令和6年4月1日付け 文部科学大臣の定め)に基づき、国立大学等の 施設整備等に必要な資金として、国立大学法人(79法人)、大学共同利用機関法人(4 法人) 及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、以下のとおり交付を実施した。

(2) 施設費交付事業

<評定と根拠>

補助評定: B

「施設費交付事業」について、年度計画 に沿って着実に実施した。

特に、交付先調査については、現地調査 のほかウェブ会議システムを活用するこ とにより、交付先の負担軽減を図るととも に、効率的かつ適切に実施した。

(2) 施設費交付事業

補助評定: B

<補助評定に至った理由>

中期計画に定められたとおり、概ね着実に 業務が実施されたと認められるため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策>

<評価の視点>

2-2 文部科学省の施設整備 等に関する計画に基づき、資金 の交付を適切に行ったか、交付 件数、交付の審査状況、現地調査 実施件数(令和元~5年度の各 年度平均実績:13 箇所) 等を参 考に判断する。

<令和6年度施設費交付事業(営繕事業)>

1	2 11 1 1 21 1 1 1 1 1 H 1 21 17		
令和6年度	法人数	事業数	交付金額
当初計画	84法人	84事業	2,136百万円
交付実績	84法人	84事業	2,136百万円

② 交付対象事業の適正な実施の確保

②ーア 適正な実施の確保

- 交付決定に当たっては、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められること を確認した。
- 国立大学法人等における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人 等施設整備に関する説明会 | (令和6年5月22日及び令和7年1月20日オンライン開 催)において、交付事業の留意点についての説明を国立大学法人等の施設担当部課長等 に対して実施した。
- 事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、交付決定の内容等 の審査を行い、交付金の額の確定を実施した。
- 交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、13 法人に対して現地調査又はウェブ 会議システムを活用した交付先調査を実施した。

<令和6年度交付先調査実績>

調査時期	法人名	法人数
令和6年10月	千葉大学、岡山大学	2法人
令和6年11月	北海道大学(*)、富山大学	2法人
令和6年12月	豊橋技術科学大学、浜松医科大学、筑波大学、岩手大学(*)、横浜国立大学(*)	5法人
令和7年1月	名古屋工業大学(*)、京都工芸繊維大学(*)、福岡教育大学(*)、宮崎大学(*)	4法人

*はウェブ会議システムを活用して調査を実施した法人(7法人)

②一イ 交付事業財源の確保に関する取組み

- 文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」(令和6年5月22日及 び令和7年1月20日オンライン開催)において、国立大学法人等の施設担当部課長等 に対する交付事業の財源としての不要財産処分の重要性についての説明を実施した。
- 国立大学法人等が保有している資産(未利用の土地等)について、交付先調査におけ るヒアリングの際に、不要財産処分の計画等の確認を行うとともに、不要財産処分の重 要性についての説明を実施した。

以上のことから、所期の目標を達成した と判断し、「B」とした。

<課題と対応>

前年度評価における「全国的に均衡のと れた整備を図る仕組みとしての施設費交 付事業の役割を踏まえ、当該事業に必要な 財源の確保に資するよう、文部科学省と連 携して、各国立大学法人等に対し不要財産 処分の重要性の説明や協力の要請などを 引き続き行うことが期待される。」という 意見については、文部科学省主催の「国立 大学法人等施設整備に関する説明会 | にお いて、国立大学法人等の施設担当部課長に 対して交付事業の財源となる不要財産処 分の重要性の説明を行っており、また、交 付先調査の際にも、各国立大学法人等に対 し、不要財産処分の計画等について確認す るとともに、同様の説明を行っている。

<その他事項>

<評定と根拠>

補助評定:B

「国から承継した財産等の処理」 につい て、年度計画に沿って着実に実施した。

(3) 国から承継した財産等の処理

承継債務については、関係する37国立 大学法人から計画的に債権を回収し、財政 融資資金へ債務の償還を確実に行った。

以上のことから、所期の目標を達成した と判断し、「B」とした。

(3) 国から承継した財産等の処理

補助評定:B

<補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に 業務が実施されたと認められるため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

<その他事項>

(3) 国から承継した財産等の 処理

<主な定量的指標>

<その他の指標>

<評価の視点>

(3) 国から承継した財産等の処理

<主要な業務実績> ① 承継債務償還

○ 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、 関係する37国立大学法人から計画的に債権を回収し、財政融資資金への償還を確実に実 施した。

<会和6年度財政融資資金への承継債務償還宝績>

・171110 及が10111			(十四・日/317)
令和5年度末債務残高	償還	令和6年度末債務残高	
(元金相当額)	元金相当額	利子相当額	(元金相当額)
28, 191	10, 635	214	17, 556

(単位・五万円)

② 旧特定学校財産の管理処分

②-ア 東京大学生産技術研究所跡地の管理処分

- 国から承継し、平成19年度から独立行政法人国立美術館に分割して売却を行っている 東京大学生産技術研究所跡地(29,974.81㎡)について、令和6年5月に34.85㎡を100 百万円で売却した。
 - 総面積28,319.55㎡(全体の94.48%)の売却が完了した。
 - ・ 未売却の土地 (1,655.26㎡、5.52%) については、同法人との使用契約により土地 面積に応じた使用料を徴収した。

②-イ 処分後の財産の利用状況

- 広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」として位置づけられている広島大学本部地区跡地(平成25年度に処分完了)について、広島市を通じて報告のあった事業の実績を確認した。
 - ※ 令和2年度に必要な整備事業が完了しているが、事業者との不動産売買契約において、整備事業完了期日から5年間は当該プロジェクトの実施計画に定めるとおりの用途に供さなければならないこととしている。

<課題と対応>

引き続き、年度計画に沿って、承継債務 償還及び旧特定学校財産の管理処分を着 実に実施する。

4.	その他参考情報
т.	しているのうつまれ

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I – 3	3 学位授与 (1)単位積み上げ型による学士の学位授与 (2)省庁大学校修了者に対する学位授与 (3)学位授与事業の普及啓発								
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第4号						
	施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	別法条文など)	学校教育法第 104 条第 7 項						
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業	予算事業 ID001581						
		レビュー							

. 主要な経年デー	ータ														
①主要なアウト	①主要なアウトプット(アウトカム)情報										(財務情報及で	び人員に関す	る情報)		
指標等		達成目標	基準値 期期 料 期 料 期 料 種 (期 期 年)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
(1)単位積み	み上げ型による学=	上の学位授与													
4 🗆 🖽	申請者数	_	_	290 人						予算額(千円)	282, 743				
4月期	学位取得者数	_	_	240 人						決算額(千円)	307, 048				
	申請者数	_	_	2,259 人						経常費用(千円)	318, 335				
10月期	学位取得者数	_	_	2, 157 人						経常利益(千円)	13, 192				
認定審査件	短期大学	_	_	1 専攻						行政コスト (千円)	331, 136				
数	高等専門学校	_	_	_						従事人員数 (人)	22.4(1.9)				
認定専攻科数	短期大学	_	_	56 専攻											
※当該年度 4月1日時点	高等専門学校	_	_	108 専攻											
教育の実施	短期大学	_	_	10 専攻											
状況等の審 査件数	高等専門学校	_	_	14 専攻											
認定の再審	短期大学	_	_	1 専攻											
查件数	高等専門学校	_	_	1 専攻											
特例適用認	短期大学	_	_	_											
定審査件数	高等専門学校	_	_	_											

(2)	省庁大学	ど校修了者に対する	学位授与								
認定の	審査件数	¢	=	=	_						
認定課	H 1 + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	学士相当		_	8課程						
※当該		修士相当	_	_	5課程						
4月1	日時点	博士相当	_	_	4課程						
教育の	実施状況	記等の審査件数	_	_	4課程			-			
		申請者数	_	_	988 人						
学士		学位取得者数	_	_	988 人						
		申請者数	_	_	100 人 ※3月修 了者除く						
修士		学位取得者数	_	_	99 人 ※前年度 保留者 2 人含む						
		申請者数	_	_	37人 ※3月修 了者除く						
博士		学位取得者数	_	_	36 人 ※前年度 保留者 2 人含む						
(3)	学位授与	事業の普及啓発									
	「新しい	学士への途」		_	3, 562 冊	 					
配	「学位授	与申請書類」	_	_	2, 941 ∰						
配布数	「学士を	めざそう!」	_	_	14, 383 ∰						
		授与する学士の	_		8, 742 ∰			-			

注)従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記) なお、評価項目 I-5 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

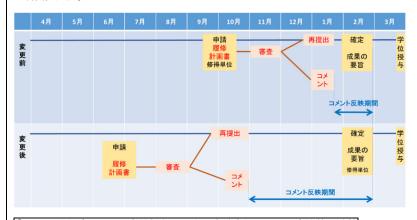
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣に	よる評価	
工なげ脚狙掠寺	主な業務実績等	自己評価	評定	В
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	<評定と根拠> 評定: B 令和6年度における「3 学位授与」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。 (1)単位積み上げ型による学士の学位授与	<評定に至った理由> 中期計画に定められた に業務が実施されたと <指摘事項、業務運営 方策> - <その他事項> - (1) 単位積み上げ型 授与	ことおり、概ね着実 認められるため。 営上の課題及び改善
まの字位接与 <主な定量的指標> 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況(学位取得者数等を参考に判断) <その他の指標>	 <主要な業務実績> 短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する単位積み上げ型の学士の学位授与について以下のとおり行った。 ①学士の学位授与 ①一1 単位積み上げ型の学位授与の実績 ① 短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する学位授与(通例申請)について、4月期は274人、10月期は547人から申請を受け付けた。申請者に対しては6月以内に修得単位の審査、学修成果・試験の審査、合否判定、単位修得の確認を行い、4月期は224人、10月期は467人に学位を授与した。 ○ 申請者の利便性向上のため、申請は原則インターネットを利用した電子申請のみとしており、学修成果レポートについても電子媒体をシステムにアップロードすることによる提出としている。これまで学修成果を印画した作品の写真やDVD等の記録メディアにより提出するものとしていた芸術学の分野で作品を提出する場合についても、令和7年度より電子申請システムにアップロードして提出できるものとするよう、令和6年度中にシステムの改修や申請案内の改定を行った。また、学修成果・試験で不可となった申請者全員(試験欠席者を除く。)に対して、個別に具体的な不可判定の理由を通知している。 ○ 専攻科の修了見込者からの、特例適用による学位授与について、4月期は16人、10月期は1,712人から電子申請システムにより申請を受け付けた。申請者に対しては修得単位の審査、学修総まとめ科目の履修に関する審査、合否判定、単位修得や専攻科修了等の合格に係る要件の確認を行い、4月期は16人、10月期は1,690人に学位を授与した。 ○ 審査を担当する専門委員の負担を軽減するため、専門委員会における議決の取扱いを主査に一任した場合の取扱いについて、申し合わせ事項として取りまとめた。 	「単位積み上げ型による学士の学位授与」について、年度計画に沿って着実に実施した。特に以下の取組を行った。 ・ 特例適用による学位授与に関する審査の改善により、専門委員のコメントを申請者の研究計画に反映させる期間の確保等の改善を行い、申請者の学修・探究の成果と、専攻科の指導体制のより一層の質的向上が期待される。 ・ 特例適用による学位授与申請について、単位の修得状況の申告と証明書の提出方法を改善し、申請者と専攻科の負担軽減及び単位修得状況の確認作業の効率化を実現した。以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 <課題と対応>申請者や専門委員に配慮しつつ、引き続き短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する単位積み上げ型の学士の学	補助評定: B <補助評定に至った理中期計画に定められたに業務が実施されたと <指摘事項、業務運営 方策>	たとおり、概ね着実 :認められるため。

①-2 特例適用による学位授与に関する審査の改善

- 特例適用による学位授与について、以下のとおり令和6年度 10 月期から制度変更を 実施した。
 - ・ 学修総まとめ科目の「履修計画書」の審査時期を前倒しすることにより、学位授与の時期を遅らせることなく、専門委員のコメントを申請者の研究計画に反映させる期間を確保した。
 - ・ 「履修計画書」及び「成果の要旨」の様式について、記載すべき事項をより明確にするため、項目に「倫理的配慮」「参考文献」「履修計画書から変更があった場合の理由及び履修計画書に対する評価・コメントへの対応」を追加し、既存の項目の一部を統合した。
 - 「履修計画書」及び「成果の要旨」の評価方法についても専門委員の意図が申請者 の所属する専攻科により伝わるように、審査項目の内容や評定方法を変更した。

これらの取組により、申請者の学修・探究の成果と、専攻科の指導体制のより一層の 質的向上が期待される。

<制度変更前後のスケジュール>



①-3 特例適用による学位授与に関する申請書類及び提出方法等の改善

○ 特例適用による学位授与申請について、令和6年度10月期より、単位の修得状況の申告と証明書の提出方法を、これまでの「各申請者が電子申請システムからデータ入力し、専攻科が確認し、単位修得証明書を郵送する」方法から、「申請者が作成し、専攻科が確認した単位修得状況等申告書を単位修得証明書と併せてデータ送付する」方法に改めた。このことにより、申請者と専攻科の負担を軽減するとともに、単位修得状況の確認作業の効率化を実現した。

②専攻科の認定

②-1 専攻科の認定

- 申出に基づき、専攻科の認定を希望する短期大学1校1専攻の認定の審査を行い、 「可」と判定し、結果を通知した。
- 教育課程等について重要な変更が生じると認められた短期大学1校1専攻について、「専攻科の認定に係る再審査」を実施し、「可」と判定し、結果を通知した。教育課程等について重要な変更が生じると認められた高等専門学校の1校1専攻について、「特例適用専攻科の変更に係る審査」と併せて「専攻科の認定に係る再審査」を実施し、「可」と判定し、結果を通知した。

○ 短期大学3校5専攻について、令和6年9月末までに認定専攻科における教育の実施 状況等の審査に関する届出を受け、審査を行い、全てを「適」と判定し、必要に応じて 審査結果に基づく所要の改善等を求めた。

②-2 特例適用の認定

- 令和7年度から科目表又は学修総まとめ科目に変更が生じるものについて、令和6年 9月末までに変更の届出を受け、審査を行った。
- 短期大学5校5専攻及び高等専門学校5校14専攻について、令和6年9月末までに特 例適用専攻科における教育の実施状況等の審査に関する届出を受け、審査を行い、全て を「適」と判定し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。

(2) 省庁大学校修了者に対す る学位授与

<主な定量的指標>

3-2 省庁大学校修了者に対 する学位授与の実施状況(学位 取得者数等を参考に判断)

<その他の指標>

<評価の視点>

3-2 省庁大学校修了者に対 する学位授与を着実に実施した か、申請者数、学位取得者数、認 定審査件数等を参考に判断す (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

<主要な業務実績>

省庁大学校の認定課程の学士、修士及び博士各相当課程の修了者に対し、以下のとおり 審査を実施した。

①学士、修士又は博士の学位授与

①-1 省庁大学校修了者に対する学士の学位授与の実績

○ 学士については、10月に水産大学校本科の修了者2人から申請を受け付け、単位修得 及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、11月中に合格と判定された者2人に 対し、学士の学位を授与した。また、令和7年3月に各省庁大学校の課程修了者から申 請を受け付け、審査終了後、3月中に合格と判定された者986人に対し、学士の学位を 授与した。

①-2 省庁大学校修了者に対する修士の学位授与の実績

- 修士については、令和6年3月認定課程の修了者のうち、留学生等配慮が必要な者に ついて、3月末までに論文の審査と口頭試問を実施し、単位修得と課程修了の確認を経 ¹ 判断し、「B」とした。 て、令和6年5月に開催した学位審査会において51人を合格と判定し、合格者に修士の 学位を授与した。
- 令和6年3月に4省庁大学校の認定課程の修了者25人の申請を受け付け、単位修得と 課程修了の確認を行うとともに、6月から7月にかけて論文の審査と口頭試問を実施 し、8月に開催した学位審査会において23人を合格、2人を保留と判定し、合格者に修 士の学位を授与した。なお、保留となった2人については、論文の修正期限を設けて再 │ に取り組む。 提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。
- 令和7年1月に、各省庁大学校から修了見込者24人の申請を受け付け、2月に論文の 審査と口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に単位修得と課程修了を確認し、 判定の結果、合格者22人に修士の学位を授与した。
- 加えて、留学牛等配慮が必要な令和7年3月修了者49人の申請を受け付け、3月末ま でに論文の審査と口頭試問を実施した。その後、単位修得と課程修了の確認を行った上 で、次年度開催の学位審査会で判定を行うこととなる。

①-3 省庁大学校修了者に対する博士の学位授与の実績

○ 博士については、令和6年3月認定課程の修了者のうち、留学生等配慮が必要な者に ついて、3月末までに論文の審査と口頭試問を実施し、単位修得と課程修了の確認を経 て、5月に開催した学位審査会において3人を合格と判定し、合格者に博士の学位を授 与した。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

<評定と根拠>

補助評定: B

「省庁大学校修了者に対する学位授与」に ついて、年度計画に沿って着実に実施した。 特に2月~3月にかけての口頭試問によ る審査を分野ごとに集中開催とすることや、 口頭試問においてウェブ会議システム等を 積極的に活用することにより、審査担当委員 の負担を軽減させて、審査の円滑な実施に配 慮しつつ、事業の合理化・効率化に努めた点 は評価に値する。

以上のことから、所期の目標を達成したと

<課題と対応>

事業の合理化・効率化に努めながら、引き 続き省庁大学校の認定課程の学士、修士及び 博士各相当課程の修了者に対する学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授

補助評定: B

<補助評定に至った理由>

中期計画に定められたとおり、概ね着実 に業務が実施されたと認められるため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善

<その他事項>

○ 令和6年3月に2省庁大学校の認定課程の修了者6人の申請を受け付け、単位修得と 課程修了の確認を行うとともに、6月から7月にかけて論文の審査と口頭試問を実施 し、8月に開催した学位審査会において4人を合格、2人を保留と判定し、合格者に博 士の学位を授与した。なお、保留となった2人については、論文の修正期限を設けて再 提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 ○ 令和6年10月に、防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者23人について申請を受 け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、12月から令和7年1月にかけて論 文の審査と口頭試問を実施し、2月に開催した学位審査会において21人を合格、2人を 保留と判定し、合格者に博士の学位を授与した。なお、保留となった2人については、 論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこと とした。 ○ 令和7年1月に、各省庁大学校から修了見込者5人の申請を受け付け、2月に論文の 審査と口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に単位修得と課程修了を確認し、 4人を合格、1人を保留と判定し、合格者に博士の学位を授与した。なお、保留となっ た1人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合 に、審査を行うこととした。 ○ 加えて、留学生等配慮が必要な令和7年3月修了者4人の申請を受け付け、3月末ま でに論文の審査と口頭試問を実施した。その後、単位修得と課程修了の確認を行った上 で、次年度開催の学位審査会で判定を行うこととなる。 ②課程の認定 ②-1 課程の認定 ○ 認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、水産大学校本科・水産学研究 科、防衛大学校総合安全保障研究科前期課程・総合安全保障研究科後期課程の計2校4 課程から、5月末までに書類の提出を受け付けた。書類の提出に合わせて学位審査会に 審査を付託し、7月~8月に開催した各専門委員会・部会において、大学設置基準等の 関係規程に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部、大学院の博士課程 に相当する水準を有しているか、ウェブ会議システム等も利用して、審査を行った。 ○ 補正が必要と判断された課程について通知を行い、回答を待って、11月及び1月に開 催した各専門委員会・部会において、補正の対応を行った。 ○ 令和7年2月に開催した学位審査会において、各専門委員会・部会の審査結果を取り まとめ、教育の実施状況等の審査を実施した認定課程の「適」「否」を判定し、所管省庁 を経由して大学校長に結果を通知した。 ②-2 認定課程に対する論文審査・口頭試問に係る講評 認定課程修了者(修士又は博士)の論文審査と口頭試問に係る講評については、令和 6年7月には防衛大学校と、9月には、国立看護大学校、水産大学校、職業能力開発総 合大学校、防衛大学校とウェブ会議システム等を使用して実施し、論文の指導体制や大 学校内での論文の審査体制についてそれぞれ意見交換を行った。 さらに令和7年2月に防衛医科大学校に対して講評と意見交換を行った。 (3) 学位授与事業の普及啓発 (3) 学位授与事業の普及啓発 (3) 学位授与事業の普及啓発 (3) 学位授与事業の普及啓発 <主な定量的指標> <主要な業務実績> <評定と根拠> 補助評定: B 3-3 学位授与事業の普及啓 1 リーフレットと動画による広報 発に向けた取組状況(申請者数 補助評定: B 等を参考に判断) ○ 学位授与制度を紹介するリーフレット『学士をめざそう!』について、短期大学、高 等専門学校、専門学校 (専修学校専門課程)、各都道府県の公立図書館及び生涯学習セ

<その他の指標>

<評価の視点>

3-3 パンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。

ンター等へ送付した。加えて、機構が授与する学位を説明したリーフレット『機構が授与する学士の学位』については、学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、大学のほかハローワークや商工会議所等の産業界やこれまで申請実績のあった各国在日大使館へも送付した。

○ 管理部学位審査課と研究開発部で協働して作成した「単位積み上げ型の学士の学位授 与制度」の概要を説明する動画は令和6年度において、2,649回再生されている。

【(動画) 単位積み上げ型の学士の学位授与制度】

https://www.youtube.com/watch?v=djvnlg3Y8yU

2 説明会の実施

- 6月29日に放送大学と共同で開催した「学士の学位取得をめざす方への説明会」では、 130人を超える申し込みがあり、「単位積み上げ型の学士の学位授与制度」や「学位授与申請の手続きについて」の説明を対面及びオンラインで行った。
- 8月25日に放送大学岐阜学習センターで開催した「看護師・医療関係者大卒『学位取得』説明会」、2月2日に放送大学鹿児島学習センターで開催された説明会、2月22日に放送大学岐阜学習センターで開催された「看護師・医療関係者大卒『学位取得』説明会」に参加し、概要説明及び個別相談を行った。

3 学位取得者表彰(機構長緑秀賞)

○ 「学位取得者表彰制度(機構長緑秀賞)」については、令和5年度の単位積み上げ型の学士の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者2人を令和5年度学位取得者表彰受賞者として選考した。さらに、10月3日に表彰式、機構教職員との懇談会を実施した。

4 学位取得者アンケートの活用

○ 令和6年度4月期の学位取得者に対するアンケートを9月末まで行い、結果の集計を 行った。集計内容は学位授与事業連絡会議ワーキンググループにおいて学位授与業務に 関係する教職員に共有するとともに、データを蓄積して情報の分析につなげた。また、 令和6年度10月期の学位取得者に対するアンケートを令和7年3月末まで行い、結果の 集計を行った。集計内容は学位授与事業連絡会議ワーキンググループにおいて学位授与 業務に関係する教職員に共有するとともに、データを蓄積して情報の分析につなげた。

5 学位授与申請関係専用の問合せフォームによる対応

○ 学位授与申請者及び申請予定者が、平日の受付時間内に問合せができない場合や、障がい等により電話での問合せができない場合にも対応することを可能とするため、令和3年11月にウェブサイト内に学位授与申請関係専用の問合せフォームを作成した。令和6年度は問合せフォームに272件の学位授与申請関係の問合せがあり、その全てに3営業日以内に回答した。

6 単位積み上げ型の学士の学位授与制度紹介ページの新規作成

○ 11月に単位積み上げ型の学士の学位授与制度紹介ページを新たに作成するとともに、 ウェブサイトのトップページにバナーを設置し、アクセスしやすくした。紹介ページに ついては、学位取得までの過程をフロー図で示すことにより視認性を高くするととも に、アクセシビリティに配慮したデザインにした。また、この紹介ページについてはス マートフォン版についても同様に作成した。

【学士の学位を取得するまで】

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/get_degree/

「学位授与事業の普及啓発」について、年度計画に沿って着実に実施した。特に以下の 取組を行った。

・ アクセシビリティに配慮した単位積み 上げ型の学士の学位授与制度紹介ページ を新たに作成するとともに、ウェブサイト のトップページにバナーを設置し、アクセ スしやすくした。

以上のことから、所期の目標を達成したと 判断し、「B」とした。

<課題と対応>

多様な背景を持つ申請者・申請予定者を想 定しつつ、引き続き学位授与事業の普及啓発 に取り組む。 <補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実 に業務が実施されたと認められるため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策>

<その他事項>

_

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I — 4	4 質保証連携 (1)大学等連携・活動支援 ①大学等との連携 ②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 ③大学ポートレート ④評価機関との連携 (2)国際連携・活動支援 ①国際的な質保証活動への参画 ②学位等高等教育資格の承認に関する情報提										
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第6号、第7号								
	施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	(個別法条文など)									
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政	予算事業 ID001581								
		事業レビュー									

・主要な経年データ															
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報										②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和9 年度	令和 10 年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
(1) ①大	学等との連	携													
「自己評 価担当者	大学	_	_	177 アカ ウント						予算額(千円)	572, 106				
等に対す る研修	高等専 門学校	_	_	84 アカウ ント						決算額 (千円)	519, 146				
会」参加 者数	法科大 学院	_	_	12 アカウ ント						経常費用(千円)	541, 324				
人材育成セ 加者数(各 均)	ミナー参	各年度平均 240 人/回以 上	約 200 人 (前中期目標期間平均 値)	252 人/回						経常利益(千円)	10, 262				
人材育成七 足度(5段 平均値)※ 参加		各年度 平均 4.0 以上	½ 4 9	4. 3						行政コスト (千円)	556, 930				
人材育成セ 足度(5段 平均値)※	と階評価の	各年度 平均 4. 2 以上		4. 5						従事人員数	42. 5 (2)				
(1) ③大	:学ポートレ	ート													
大学ポート 加機関数	・レート参	187 校	187 校 (前中期目標期間最終 値)	190 校											
大学ポート ェブサイト セス件数		期中平均 1,450,000 件	1,362,533 件 (前中期目標期間平均 値)	1,320,086 件											

(1) ④評価機関との	連携								
認証評価機関連絡協 議会等	年3回開催	3回 (前中期目標期間最終年 度値)	3回						
機関別認証評価制度に関する連絡会等	年4回開催	3回 (前中期目標期間最終年 度値)	5回						
(2) ①国際的な質例	保証活動への参	:画							
海外の質保証機関等 との年間交流実績	期中平均 30 件	29 件 (前中期目標期間平均 値)	34 件						
海外高等教育質保証 動向メールマガジン 配信登録者数	毎年度平均 100 人増	2,596 人 (前中期目標期間最終年 度値)	2, 769 人 (173 人 増)						
(2)②学位等高等教	枚育資格の承認	に関する情報提供							
高等教育資格承認情 報センターウェブサ イト年間アクセス件 数	期中平均 180,000 件	147, 023 件 (前中期目標期間平均 値)	218, 909 件						
セミナー年間参加者 数	期中平均 300 人	283 人 (前中期目標期間平均 値)	360 人						

注)従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記)なお、評価項目 I -5 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
土な評価指係寺	主な業務実績等	自己評価	評定B
		<評定と根拠>	<評定に至った理由>
		評定: B	中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
		令和6年度における「4 質保証連携」 の実施状況について、各項目の評定を考慮	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策>
		した結果、当該項目全体で、所期の目標を 達成したと判断し、評定を「B」とした。	─ <その他事項> ─
(1) ①大学等との連携	(1) ①大学等との連携	(1)①大学等との連携	(1)①大学等との連携
<主な定量的指標> 4-1-1 大学等と連携して	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	補助評定: B
実施した取組の実施状況 (研修 等の開催実績等を参考に判断)	ア 大学等の教育研究活動等の状況に関する収集・整理・提供 ○ 国公立大学・短期大学より収集したデータを令和6年度大学基本情報として整理し、	補助評定: B	<補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に
4.7. o. 11. o. 15.14.	ウェブサイトにおいて公表した。	「大学等との連携」について、年度計画	業務が実施されたと認められるため。
< その他の指標 > 一	【大学基本情報 2024 (R6)】 https://portal.niad.ac.jp/ptrt/r06.html	に沿って着実に実施した。 国公立大学・短期大学の令和6年度大学 基本情報を収集・整理し、ウェブサイトに	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策>

<評価の視点>

4-1-1 大学等と連携し、 大学等の支援に取り組んだか、 研修参加者数、研修終了後のア ンケート結果、ウェブサイト等 を用いた情報提供の状況等を参 考に判断する。

イ 質保証人材の能力開発

イーa 大学等の自己評価担当者等に対する研修

○ 令和7年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する 研修会(オンライン開催)

実施日	参加機関数	参加者数
6月20日、24日	74	177アカウント

○ 令和7・8年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に 対する研修会(オンライン開催)

実施日	参加機関数	参加者数
6月14日、19日	42	84アカウント

○ 令和7・8年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に 対する追補研修会(動画配信)

配信期間:2月3日~2月28日

○ 令和7年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する 研修会(オンライン開催)

実施日	参加機関数	参加者数
6月17日	2	12アカウント

イーb 大学等の質保証人材育成セミナー

○ 評価事業部評価企画課と研究開発部の連携の下、我が国の質保証に関する人材の能力 向上を支援するため、大学等の教育機関教職員等を対象に、大学等の質保証人材育成セ ミナーを以下のとおり3回開催した。各回、第1部・対面及びオンライン、第2部・対 面による二部構成で実施した。

テーマ:第1回 内部質保証実務(シラバスから考える大学設置基準編)

第2回 評価疲れのメカニズムと解消に向けた Tips

第3回 いまさら聞けない DEI 一高等教育の現場から

<開催情報、アンケート結果等>

P-411—114 11-4 ·	, ,,,,,,,,		
	第1回	第2回	第3回
開催月日	令和6年9月20日	令和6年12月13日	令和7年2月21日
参加人数	308 人	290 人	157 人
満足度(オンライン)※	4.4	4.2	4.5
満足度(対面)※	4. 5	4.3	5. 0

※ 5段階評価の平均値。

イーc 大学質保証ポータル

○ 大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供する「大学質保証ポータル」に、公表内容の充実のため、大学等の質保証人材育成セミナーの動画・資料を掲載した。

【大学質保証ポータル】

https://niadqe.jp/

おいて公表した。

また、大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象とした「大学等の質保証人材育成セミナー」を開催し、セミナー後のアンケートからは全体として高い満足度が示された。大学質保証ポータルにおいて、セミナー動画を公開し、内容の充実を図り、大学等の教育研究の質保証に関する情報を広く提供した。

機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科へ学生募集の概要について照会し、学生受入れ方針、選考方法、検定料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ「令和6年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び、「令和7年度科目等履修生制度の開設大学一覧」について作成、公開した。後者については、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学等も引き続き掲載し、情報提供に努めた。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

<課題と対応>

大学等の質保証人材育成セミナーについては、高等教育政策の動向を踏まえつつ、質保証人材の育成を支援するため、大学等関係者からのニーズを探り、引き続き社会に対する効果的な情報発信の在り方等を検討する。

<その他事項>

ウ 大学等における各種学習に関する情報の収集・整理・提供

- 高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的に、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況についての調査を実施した。文部科学省と調整の上、令和6年9月27日付で大学院を置く各国公私立大学(全668大学)へ調査票を送付した。
- 機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科へ学生募集の概要について照会 し、学生受入れ方針、選考方法、検定料及び学費等の情報を収集した。その結果をまと め「令和6年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校 専攻科一覧」を作成して、7月にウェブサイトで公開した。

【機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧】

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

○ 「令和7年度科目等履修生制度の開設大学一覧」については、令和7年2月に作成・ 公開するとともに、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学も引き続き掲載した。

【科目等履修生制度の開設大学一覧】

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/

(1)②国立大学法人の運営基 盤の強化促進の支援

<主な定量的指標>

<その他の指標>

4-1-2 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況(大学運営に関する情報、財務経営に関する取組事例等の提供状況を参考に判断)

<評価の視点>

4-1-2 国立大学法人へ適切な方法で成果を提供しているか、国立大学法人への提供状況及び国立大学法人の活用状況等を参考に判断する。

(1)②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

<主要な業務実績>

1 財務諸表等の集計と分析

○ 国立大学法人の令和5年度に係る財務諸表等の集計、分析については、データ集計ツールを新たに組み直し、分析結果のうち、法人別概要財務諸表の利便性向上のため、視覚的要素を加えた図表化を進めるとともに、例年より3か月前倒しして、各国立大学法人に対して12月に提供した。確定版である「国立大学法人の財務」を令和7年3月に刊行・提供した。

各財務指標について、大学間の比較を可能とする新たなツールを試作し、令和7年3 月に各国立大学法人に対して提供した。

○ 覚書締結大学から学内データの提供を受け、研究パフォーマンス確認モデルに基づく 分析結果を覚書締結大学に提示した。最終成果報告書の作成に向け、覚書締結大学と意 見交換を実施した。

(研究パフォーマンス確認モデルとは、研究分野ごとにインプット(ヒト・モノ・カネ等の投入資源)とアウトプット(論文数、外部資金獲得額等の研究成果)を対照させて達成可能なレベルのパフォーマンスを把握し、各年度のパフォーマンスを達成可能なレベルと比較して確認するものである。)

2 財務経営に関する取組事例の収集と情報共有

○ 国立大学法人の財務等に関する課題を体系的に把握するための新たなアンケート調査を6月に実施するとともに、文部科学省の依頼を受け、事前に少人数での勉強会を開催し、課題や取組事例を整理の上で、国立大学法人等の財務担当職員を対象とした RPA 導入による財務会計業務効率化 (DX等)・外部資金活用等の財源多様化・自律的・持続的な成長のための財務マネジメント力の強化 (学内予算の効用最大化、財務分析等)をテーマとした「国立大学法人の財務等に関する取組事例の勉強会」を実施した。参加者数等は以下のとおり。

(1)②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

<評定と根拠>

補助評定:A

「国立大学法人の運営基盤の強化促進 の支援」について、年度計画に沿って着実 に実施することに加え、以下3点の取組に ついては計画以上の進捗となった。

- ・ 「国立大学法人の財務」は、法人別概 要財務諸表の利便性向上のため、視覚的 要素を加えた図表化を進めるとともに、 大学間の比較を可能とする新たなツー ルを試作し提供した。
- ・「国立大学法人の財務等に関する取組 事例の勉強会」は新たなアンケート調査 を6月に実施するとともに、文部科学省 の依頼を受け、事前に少人数での勉強会 を行い、課題や取組事例を整理の上で開 催した。
- ・「国立大学病院財務経営分析ワークショップ」について、これまでは係長相当 画を打 としてまな対象として基礎的な内容で実 施してきたところ、令和6年3月に文部 科学省から各大学病院に令和6年6月までの策定を求められた「大学病院改革 プラン」をテーマとし、自大学病院の経 策>

(1)②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

補助評定:A

<補助評定に至った理由>

従前の取組に加えて、「財務諸表等の集計と分析」において、データ集計ツールを新たに組み直し、分析結果のうち、法人別概要財務諸表の利便性向上のため、視覚的要素を加えた図表化を進めるとともに、例年より3か月前倒しして各国立大学法人に対して情報提供したことは、中期計画に定められた以上の業務の達成が認められるため。

また、「国立大学病院財務経営分析ワークショップ」において、これまでは係長相当職を主な対象として基礎的な内容で実施してきたところ、令和6年3月に文部科学省から各大学病院に令和6年6月までの策定を求められた「大学病院改革プラン」をテーマとし、自大学病院の経営改善に向けた取組に直結させられるよう、財務・経営企画を担当する幹部職員である課長級を対象としてより実践的な内容で実施したことも上記評定に至った理由の一つである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策>

実施時期	参加者数	事例紹介校	開催方法	営改善に向けた取組に直結させられる よう、財務・経営企画を担当する幹部職 員である課長級を対象としてより実践	<その他事項>
令和6年9月	232 人 (傍聴者を含む)	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		的な内容で実施した。また、各国立大学病院が損益計算書ベースで大学病院改	- COMMAN
令和7年1月	233 人 (傍聴 者を含む)		オンライン	革プラン期間 (令和6~11年度) 中の収支計画を作成するためのツールを作成・	
3 病院経営分析に資 ○ 各国立大学病院が		の提供 生、効率性等を把握し、経営判	断の材料として活	提供し、ワークショップ参加への事前課 題の作成に活用した。 以上のことから、所期の目標を上回る成	
ら見る経営判断の指	標等」を更新した	めのデータ集「国立大学病院に 。令和7年3月に各国立大学病 を変化させることで掲益分岐	「院へ提供した。	果が得られたと判断し、「A」とした。 <課題と対応> 高等教育政策の動向や国立大学法人の	
し、経営改善に必要	らな数値が算出でき 分岐点)」を各国	る経営分析ツール「CVP シミ 立大学病院の令和5年度決算	ュレータ (Cost-		
な対象として基礎的 大学病院に令和6年 し、自大学病院の経 する幹部職員である 学病院が損益計算書 画を作成するための 活用した。参加者が 題意識を持っており	務経営分析ワーク、 1な内容で実施して 6月までの策定を 営改善に向けた取; 課長級を対象とし ベースで大学病院 ツールを作成・提付 らは、「参加者が課 、十分な意見交換 1に発信していこう	支援等 ✓ョップ」について、これまできたところ、令和6年3月にきたところ、令和6年3月に対められた「大学病院改革プ組に直結させられるよう、財務てより実践的な内容で実施した改革プラン期間(令和6~11共し、ワークショップ参加への果長メインで、自大学病院の経ができた」、「本院は経営状況と思っています」など肯定的	文部科学省から各ラン」をテーマと・経営企画を担当た。また、各国立大年度)中の収支計事前課題の作成に営への危機感や問品がとても厳しく、		
実施時期 令和6年10月、11月	参加者数 39 人	174 T= 127 T	催方法 ライン (一部プ ひみ)		
○ 全国国立大学放射線技師会の要請により、同会が主催する「新任放射線技師長研修会」 に機構が委嘱した委員3人を派遣した。					
		国立大学病院事務部長及び経営 た。開催実績等は以下のとおり			
	の会議体を設置し	た。開催実績等は以下のとおり)。		
構成委員とする2つ 名称 国立大学病院経営公	の会議体を設置し <u>委員数</u> 15人 20人	た。開催実績等は以下のとおり 開催回数 開	日催方法 バライン		

<評定と根拠>

補助評定: B

<主な定量的指標>

<主要な業務実績>

4-1-3 大学ポートレート の運用状況(参加大学数等を参 考に判断)

<その他の指標>

<評価の視点>

4-1-3 大学ポートレート を適切に運用し、機能の改善・充 実に努めたか、参加大学数、ウェ ブサイトのアクセス件数、利用 促進や閲覧者の利便性向上のた めの取組状況等を参考に判断す

1 大学ポートレートの運用

○ 以下の会議を開催し、「教学マネジメント指針」(令和2年1月 中央教育審議会大学 分科会)に示された項目(「教員一人当たりの学生数」や「修業年限期間満了時点での学 生の状況」等) について、公表項目への追加を決定した。また、学校教育法施行規則(昭 和二十二年文部省令第十一号)第172条の2の改正により追加される「入学者の選抜に 関すること | 等の情報公表事項について対応を検討した。

	開催時期	内容
大学ポートレート運営会議(第	令和6年8月	「教学マネジメント指針」への
21 回)	(オンライン開催)	対応等の審議
令和6年度大学ポートレート	令和6年12月	公表項目・公表方法等に関する
ステークホルダー・ボード	(オンライン開催)	意見聴取
大学ポートレート運営会議(第	令和7年3月	学校教育法施行規則第172条の
22 回)	(オンライン開催)	2改正への対応等の審議

【大学ポートレートウェブサイト】

国内版 https://portraits.niad.ac.jp/ 国際発信版 https://jpcup.niad.ac.jp/

【委員名簿、会議資料】

https://portraits.niad.ac.jp/about/meeting.html

○ 大学ポートレート運営会議(第21回)の決定に基づき、新たに19件の公表項目を追 加するシステム改修を令和7年3月末までに実施した。

2 大学ポートレートの効果の検証

- 令和6年度の参加校数は、令和5年度より3校増加した。
- 大学ポートレートウェブサイト(国公立版)へのアクセス数は約132万件であった。

<参加校数>

	国立大学	公立大学	公立 短期大学	株式会社立 大学	計
全体	85 校	90 校	12 校	3 校	190 校
	(100. 0%)	(89. 1%)	(85. 7%)	(75. 0%)	(93. 1%)
国際発信版	80 校	48 校	2 校	2校	132 校
	(94. 1%)	(47. 5%)	(14. 3%)	(50.0%)	(64. 7%)

3 大学ポートレートの情報発信及び利便性向上、機能の改善・充実 【高校生等へ向けた情報発信・利便性向上の取組】

- 令和5年度から進めていた大学ポートレート国内版のお気に入り一覧表示機能に私 立大学を表示するなどの改修を完了させた。これにより令和6年7月から国公私立共通 でお気に入りに登録した学部・研究科の項目(費用および経済支援、入試、学生寮)を 比較表示することが可能となった。
- 高等学校関係者参加の行事や日本学生支援機構を通じたチラシ配布 文部科学省初等 中等教育局のメールマガジンへの寄稿、全国の新聞社に向けた案内送付等の広報を実施 した。
- 令和6年7月に文部科学省ウェブサイトの高等教育の修学支援新制度ページ、12月

補助評定: B

「大学ポートレート」について、年度計 画に沿って着実に実施した。

特に、「教学マネジメント指針」への対 応については、大学ポートレート運営会議 | 策> (第21回)での審議を行い、その決定に 基づき令和6年度中にシステム改修を進 め、検証環境まで実装させた。これにより、 追加項目等が令和7年度の公表作業から 反映される見込みとなった。

以上のことから、所期の目標を達成した と判断し、「B」とした。

<課題と対応>

前年度評価における「国公立版と私学版 の共通性向上への取組が進められてきた < その他事項> ものの、進学希望者等のステークホルダー の認知度は低くとどまっている。大学ポー トレート運営会議を中心に、利便性向上や 機能充実にとどまらず、新たな活用方法の 開拓等、抜本的な取組を進めることが望ま れる」という意見については、進学希望者 や高校教員等に直接訴求する広報を目指 し、文部科学省ウェブサイトの高等教育関 連施策のページに大学ポートレートへの リンクの掲載を依頼したほか、過去に行っ ていない取組(動画公開、リスティング広 告)を実施した。今後も広報の改善に努め るとともに、ステークホルダーから意見を 聴取し、大学ポートレート運営会議での検 計を行う。

また、大学ポートレートウェブサイトの 年間アクセス件数については、従来の取組 に加え、アクセス状況の詳細な分析を行 い、その結果を踏まえて主に高校生のユー ザビリティを上げる方策を検討する。

<補助評定に至った理由>

中期計画に定められたとおり、概ね着実に 業務が実施されたと認められるため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

大学ポートレートについては、Web 広告や チラシの配布等による広報活動が実施され ているものの、前中期目標期間平均値より アクセス数が低く、利用者の視認性や利便 性に課題がある。

大学ポートレート運営会議を中心に、利便 性向上や機能充実にとどまらず、新たな活 用方法の開拓等、抜本的な取組を進めるこ とが望まれる。

に総合的な探究の授業に関するページに大学ポートレートへのリンクを設置した。

○ 新たな取組として、令和6年12月に、大学ポートレートの特徴や使い方を短くまと めた広報動画を YouTube にて公開した。また、令和6年12月から令和7年2月に、リ スティング広告(大学に関する検索を行った際の検索結果に大学ポートレートの広告文 とリンクを表示する Web 広告)を掲載した。

【大学等に対する情報提供・利便性向上の取組】

- 令和7年1月に「Annual Report」2024年版を作成し、全ての国立大学、公立大学、 公立短期大学、株式会社立大学へ送付した。
- 「国公立大学情報活用サイト」において、大学ポートレートへ参加している国公立大 学、公立短期大学を対象として以下の取組を実施した。
 - ・ 令和6年度分のデータを追加した「大学基本情報分析レポート 2024」及び「公立 大学実熊調査分析レポート 2024」を公開した。
 - ・ 大学基本情報分析レポートの作成に使用したデータセットを希望する大学に提供 した。
- 国公立大学、公立短期大学を対象として「大学基本情報分析レポート説明会」を開催 し、大学ポートレート不参加の3校を含む88校から参加があった。

4 大学ポートレートの運営費交付金削減方策の検討

○ 第4期中期目標期間の実績額を踏まえ、第5期中期目標期間における投入可能額を把 握した。投入可能額を踏まえ、システム改修事項の精査等を行い外部事業者に委託して 実施する事項を厳選した。

(1) ④評価機関との連携

<主な定量的指標>

4-1-4 評価機関と連携し て実施した取組の実施状況(会 議開催実績等を参考に判断)

<その他の指標>

<評価の視点>

4-1-4 評価機関と連携 し、認証評価の改善・充実等に取 り組んだか、会議開催実績、研修 の実績や成果物等を参考に判断 する。

(1) ④評価機関との連携

<主要な業務実績>

○ 令和6年4月24日に認証評価機関連絡協議会主催による「令和6年度認証評価機関 連絡協議会評価担当職員研修」を開催した。同研修では、オンラインと対面のハイブリ ッド形式で初任者向け講演、経験者向け講演及び文部科学省担当者による講演、対面形 式でグループディスカッションを実施した。研修終了後のアンケート結果は以下のとお

参加者数:117人

<アンケート結果、回答率>

項目	(5段階評価の平均値)
研修の必要性	4. 64
講演内容の今後の業務への有用度	4. 59
研修全体の満足度	4.05

○ 令和6年4月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和5年度におけ る各認証評価機関の評価結果及び評価を受けた大学等の優れた点を取りまとめた資料 を公表するとともに、文部科学省記者クラブにプレス発表を実施した。また、トップペ ージを利用者が見やすいデザインに変更し、日本語サイトにある評価結果の検索機能を 英語サイトにも追加するなどウェブサイトの改善・充実を図り、10月に公開した。

【認証評価機関連絡協議会ウェブサイト】

https://inceaa.jp/

(1) ④評価機関との連携

<評定と根拠>

補助評定: B

画に沿って着実に実施した。

令和6年4月に評価担当職員研修をオ ンラインにより実施した。研修について | 策> は、終了後のアンケートにおいて全体とし て高い満足度等が示された。

認証評価機関連絡協議会や機関別認証 評価制度に関する連絡会においては、認証 評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各 機関が実施している評価についての情報 交換、各機関が抱える課題の共有を行っ

加えて、新たに同連絡会の下に、各評価 機関が行う評価の更なる質的向上を図る ため、「機関別認証評価の実施方法等に関 する研究会 | を立ち上げ、評価実務者間の 情報交換を積極的に行った。

また、認証評価機関連絡協議会のウェブ サイトにおいて、令和5年度における各認 (1) ④評価機関との連携

補助評定: B

<補助評定に至った理由>

中期計画に定められたとおり、概ね着実 「評価機関との連携」について、年度計 │ に業務が実施されたと認められるため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

<その他事項>

○ 認証評価機関連絡協議会及び同ワーキンググループを開催し、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組推進のため、他機関が行う評価の実務等への陪席の実施可能性等について意見交換を実施した。また、令和7年度評価担当職員研修について、より参加者が望む研修となるよう、機関別認証評価機関の若手職員による検討グループにおいて研修の企画・立案を実施した。さらに、協議会の下に設置するワーキンググループにおいて、各機関が共通で用いる認証評価共通基礎データ様式について協議を行い、様式を確定後、各機関に提供し、大学ポートレート(国公立版)から出力できるよう対応予定である。

	開催時期	審議内容
協議会(第31回)	令和6年9月	令和7年度評価担当職員研修の実
	(オンライン開催)	施 (案)、認証評価機関の質保証の更
		なる充実に資する取組等
協議会ワーキンク゛ク゛ルーフ゜	令和7年1月	令和7年度評価担当職員研修の企
(第 24 回)	(オンライン開催)	画書(案)・実施要項(案)等
協議会(第32回)	令和7年3月	令和7年度評価担当職員研修の企
	(オンライン開催)	画書(案)・実施要項(案)等

○ 大学基準協会、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会及び大学教育質保証・ 評価センターとの5機関で構成する機関別認証評価制度に関する連絡会を3回開催した

同連絡会において、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有等を実施した。加えて、新たに同連絡会の下に、各評価機関が行う評価の更なる質的向上を図るため、「機関別認証評価の実施方法等に関する研究会」を立ち上げ、2回開催し、実務者レベルで各機関別認証評価機関における評価実務の取組状況について共有し、課題等について意見交換を行った

	開催時期	審議内容
連絡会	令和6年5月	各機関からの現状報告等
(第1回)	(オンライン開催)	
連絡会	令和6年9月	各機関からの現状報告等、機関別認証評価の実
(第2回)	(オンライン開催)	施方法に関する意見交換
研究会	令和6年12月	研究会の運営方法、実施方法等に関する意見交
(第1回)	(対面開催)	換等
連絡会	令和7年2月	各機関からの現状報告等
(第3回)	(オンライン開催)	
研究会	令和7年2月	実施方法等に関する意見交換、今後の意見交換
(第2回)	(対面開催)	のテーマ等

(2) ①国際的な質保証活動への参画

<主な定量的指標>

<その他の指標>

4-2-1 国際的な質保証活動への参画及び情報提供の状況 (交流実績や成果等を参考に判断) (2) ①国際的な質保証活動への参画

<主要な業務実績>

|1 諸外国の質保証機関との連携

- 機構と覚書を締結している海外の質保証機関との間で、主催イベントでの講演・発表や個別のミーティング、現地調査等の各種の連携活動を通じて、機構を含む日本及び各国の高等教育質保証の最新動向に関する情報交換を行うとともに相互理解を深め、国際的な連携強化を推進した。
- 中国教育部教育質評価センター (EQEA)、香港学術及職業資歴評審局 (HKCAAVQ) の各機関との間で、質保証分野における連携のための覚書を更新した(令和7年2月、3月)。

証評価機関の評価結果を公表した。

以上のことから、所期の目標を達成した と判断し、「B」とした。

<課題と対応>

前年度評価における「大学ポートレートと、認証評価における情報公表に係る評価との有機的な連携・連動方策について、認証評価機関連絡協議会等の場を活用して検討を進めていただきたい。」という意見については、同協議会及びその下に置かれるワーキンググループにおいて、大学分科会の答申等を踏まえて、大学ポートレートとの連携を含めて、課題や改善策について協議を行い、認証評価の改善を図っていく。

(2) ①国際的な質保証活動への参画

<評定と根拠>

補助評定:B

「国際的な質保証活動への参画」について、年度計画に沿って着実に実施した。

諸外国の質保証機関との連携及び国際 的な質保証ネットワークにおいて、主催会 合での登壇を複数回行うなど情報交換・連 携活動を積極的に行った。 (2) ①国際的な質保証活動への参画

補助評定: B

<補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に 業務が実施されたと認められるため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策>

<その他事項>

34

<評価の視点>

4-2-1 国際的な質保証活動に積極的に取り組んだか、諸外国の質保証機関等との交流実績や成果物等を参考に判断する。

○ 機構が主導する国際質保証制度設計業務では、中国、韓国、マレーシア、インドネシア、タイ等の質保証機関との間で多国間連携を展開した。(詳細(2)-①-4参照)

<諸外国の質保証機関との主な連携実績>

へ	
機関名	内容等
英国高等教育質保証機構	QAA 国際パートナーフォーラムへの参加(令和6年5
(QAA)	月・オンライン)
	QAA年次会合での発表 (9月・オンライン)
	大学質保証フォーラムでのQAA機構長の招へい講演、英
	国の質保証制度等に関するQAA機構長との懇談会(10
	月・東京)
フランス研究・高等教育評	INQAAHEフォーラム2024での各国の質保証動向に関す
価高等審議会 (Hcéres) 等	る情報交換、懇談(6月・ルーマニア)
	INQAAHE2025隔年総会での共同発表等に向けたHcéres
	との協議(11~12月、令和7年1~2月・オンライン)
オランダ・フランダースア	欧州における国際共同教育プログラムの質保証に関す
クレディテーション機構	る現地調査(令和7年3月・オランダ)
(NVAO) 等	
台湾高等教育評鑑中心基金	HEEACTによる高等教育質保証の包摂性・公正性に関す
会(HEEACT)	るヒアリングへの参加(令和6年11月・オンライン)
マレーシア資格機構 (MQA)	今後の連携に関する協議(令和6年6月・東京)
	MQAインターンシップへの参加(令和6年9月・マレー
	シア)
	MQA国際会議2024でのパネリスト招へい登壇(令和6年
	11月・マレーシア)

2 国際的な質保証ネットワークへの参画

○ 機構が加盟する国際的な質保証ネットワークにおいては、年次会合での機構の取組に 関する発表、アンケート調査への回答、会報への機構の取組の投稿等によりネットワー ク活動に積極的に参画し、日本及び各国の質保証に関する知見の共有を推進した。

<国際的な質保証ネットワークにおける主な活動実績>

ト国际的な具体能不クトクークにおける主な伯勒夫領ノ										
ネットワーク名	内容等									
高等教育質保証機関の国際	INQAAHEフォーラム2024への参加(令和6年6月・ルー									
ネットワーク (INQAAHE)	マニア)									
	INQAAHE2024-2025キャパシティ・ビルディング・プロ									
	ジェクト応募(令和6年12月)									
	INQAAHE会報等への機構の取組の投稿									
アジア太平洋質保証ネット	評価及び質保証機関におけるAIの活用に関するアンケ									
ワーク (APQN)	ート回答(令和6年9月)									
高等教育アクレディテーシ	CHEA・CIQG2025年次会合での分科会登壇(令和7年1									
ョン協議会国際質グループ	月・米国)									
(CIQG)										

3 諸外国の質保証動向に関する国内外への情報提供

○ ウェブサイトを通じた国内向け情報提供として、諸外国の質保証機関との連携や個別の情報収集を通じて得た各国の高等教育質保証動向について、日本語で作成した記事55件を特設サイト「QA UPDATES」に掲載した。

また、特設サイトやメールマガジン、大学質保証フォーラム等の各種の手段により、諸外国の質保証動向に関する国内外への情報提供を行った。大学質保証フォーラムについては参加者から好意的な意見が多く寄せられるなど一定の満足度を得ることができた。

国際質保証制度設計業務については大学コンソーシアムへの聞き取り調査や有識者会議等、共通質保証基準づくりを着実に実施するとともに、その過程で中国・韓国・ASEAN諸国の質保証機関との連携を深めた。

以上のことから、所期の目標を達成した と判断し、「B」とした。

<課題と対応>

前年度評価における「国際質保証制度設計業務における共通質保証基準づくりについては、アジアの大学に幅広く活用される基準となるよう、日中韓の連携に加え、ASEAN諸国のカウンターパート機関等との意見交換を十分に行うことが期待される。」という意見については、マレーシア・インドネシア・タイ・ラオスの各質保証機関等との間で、共通質保証基準に関する意見交換を実施し、基準づくりへの賛同を得るとともに、ASEAN諸国の事情を踏まえた具体的な示唆を得ることができたところであるが、今後も本基準の成果発信等の場面で必要に応じ連携を図る予定である。

また、「ASEAN+3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ (APTWG) に引き続き参加し、加盟国の質保証機関を主導する取組を展開することが期待される。」という意見については、今後も引き続き APTWG の活動に参加し、ASEAN+3 (ASEAN10 か国及び日本・中国・韓国) 諸国の質保証機関間の連携強化に貢献してまいりたい。

【高等教育質保証の海外動向発信サイト QA UPDATES】

https://gaundates.niad.ac.ip/

- これらの記事を国内の高等教育関係者に広く周知するため、メールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信した。年間の配信回数は15回、登録者数は2,769人(令和6年度末時点)である。外部の広報誌・メーリングリストにも広報記事を定期的に掲載した。
- 令和6年度大学質保証フォーラム「質保証の地殻変動―英国の最新動向から学ぶ」を評価事業部国際課と研究開発部が協働して企画した。英国QAAから講演者を招へいし、令和6年10月にオンライン及び会場のハイブリッドで開催した。入念な準備と幅広い周知活動により、国内外から365人の参加があった。参加者アンケートでは、回答者の約82%から「とても良かった」「良かった」との好意的な回答があった(※)。 ※ 満足度は5段階で調査。回答数148件。

【令和6年度大学質保証フォーラム専用ウェブページ】

https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/forum/

○ 日本の高等教育・質保証制度等に関する用語を日英2か国語で解説した「高等教育に関する質保証関係用語集」のオンライン版について、関係の最新動向等を踏まえて新たに5項目を収録するとともに、既存の35項目の用語解説を更新した。

【高等教育に関する質保証関係用語集オンライン版 (大学質保証ポータル内)】

https://niadqe.jp/glossary/

4 国際質保証制度設計業務

- 評価事業部国際課と研究開発部が協働して、文部科学省「大学の世界展開力強化事業 (国際質保証制度設計業務)」の補助事業者として、アジアにおける質の保証を伴った 大学間交流・学生交流の活発化に寄与するための共通質保証基準づくりを実施した。
- 具体的には、本業務の主要な連携機関である中国EQEA・韓国大学教育協議会(KCUE) との間で、令和6年4月にオンラインミーティングを開催し、共通質保証基準案及び採 択大学コンソーシアムに対する聞き取り調査の実施計画について協議した。
- 令和6年7月に「キャンパス・アジア」採択大学コンソーシアムに対し、聞き取り調査への参加希望照会を行い、中国・韓国の質保証機関等との調整を経て9月に調査対象コンソーシアム(4件)を決定した。コンソーシアムによる事前調査票作成、日中韓等各国の有識者による調査票等の事前確認を経て、11~12月に聞き取り調査(オンライン)を実施した。ASEAN諸国(マレーシア及びラオス)の質保証機関関係者も陪席した。聞き取り調査後は、有識者からの所見を基に各コンソーシアムへの調査結果案を作成した。
- ASEAN諸国(令和6年9月:マレーシア、令和6年11月:インドネシア・タイ・ラオス) の各質保証機関等との間で、共通質保証基準に関する意見交換(対面又はオンラインミーティング)を実施した。
- 令和6年9~11月に「令和元年度大学の世界展開力強化事業 (日-EU戦略的高等教育 連携支援)」採択大学3校を対象に共通質保証基準案に関するオンラインアンケート調 査を実施した。収集した意見を、共通質保証基準のアジアの枠を超えた通用性の議論に 活用した。
- 令和7年2月に「国際質保証制度設計に関する有識者会議」を開催し、聞き取り調査 結果等を踏まえた共通質保証基準の最終案等について協議した。

- 令和7年2月に第8回日中韓大学間交流・連携推進会議に出席し、共通質保証基準策 定の取組状況を報告するとともに、キャンパス・アジアの今後の展開に関する議論に参 画した。
- 業務の実施状況や国際共同教育関連の動向を、専用ウェブサイト(日本語・英語)を 通じて国内外に広く発信した。

【キャンパス・アジア共通質保証プロジェクトウェブサイト】

https://qacampusasia.niad.ac.jp/

(2)②学位等高等教育資格の 承認に関する情報提供

<主な定量的指標>

<その他の指標>

4-2-2 高等教育の資格の 承認の推進に資するための情報 の収集、整理、提供の状況(提供 情報の利用状況等を参考に判 断)

<評価の視点>

4-2-2 高等教育の資格の 承認の推進に資するため、必要 な情報を収集・整理し、適切な方 法で提供したか、情報提供の件 数、ウェブサイトのアクセス件 数、セミナー参加者数等を参考 に判断する。 (2)②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

<主要な業務実績>

1 日本の高等教育制度等に関する調査・情報提供

- 高等教育資格承認情報センター (NIC-Japan) ウェブサイトに掲載している日本の高等教育機関 (大学・高等専門学校・専門学校・省庁大学校) の一覧について、最新版を掲載するとともに、次年度の更新に向けて関係機関への調査・情報収集を実施した。
- 海外の国内情報センター (NIC) 等から寄せられる日本の教育制度・高等教育資格に関する問合せについては、必要な調査を行い随時回答した。
- アジア太平洋地域のNICネットワーク (APNNIC) 会合への参画、ポータルサイトへの情報提供を通じて、日本の教育制度等について国際的に発信した。
- 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)を踏まえ、調査対象国(韓国・中国・ベトナム・タイ・ネパール)における専門学校修了資格(専門士・高度専門士)の評定・承認、専門学校留学生の理解について、現状と課題、改善の方向性を整理し、令和7年3月に報告書を完成した。

2 外国の高等教育制度等に関する情報収集・提供

- 関係各国のNIC等のウェブサイトや国際会議への参加を通じて、外国の教育制度・高等教育資格等に関する最新動向を収集し、NIC-Japanウェブサイトを通じて国内外の高等教育関係者に提供した。
- 特に、令和5年3月に発効した高等教育の資格の承認に関する世界規約の締約国が順 次増加しており、それに合わせて当該国の教育制度や高等教育機関一覧のリンク集を整 備した。令和6年度末時点で52か国・地域のリンク集をウェブサイトに掲載した。
- 令和6年3月に刊行した「中国の高等教育・質保証システムの概要(第2版)」について、ウェブサイトやメールマガジン等による周知に加え、国内の大学及び関係機関への訪問を通じて紹介した。

【中国の高等教育・質保証システムの概要(第2版)掲載ページ】

https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html

- 令和7年の新規刊行を目指し作成中の「インドの高等教育・質保証システムの概要」 の先行版として「ブリーフィング資料:インドの高等教育・質保証制度」を取りまとめ、 令和7年3月に完成した。
- 「ブリーフィング資料:台湾高等教育の質保証」の見直しを行い、令和7年3月に改 訂版の最終稿案を完成した。

(2)②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

<評定と根拠> 補助評定:B

「学位等高等教育資格の承認に関する情報提供」について、年度計画に沿って着実に実施した。

ウェブサイト発信、国際会議での発表、 セミナーシリーズの開催等により、高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づく 日本の NIC として不可欠な国内外の高等 教育制度等の情報提供を着実に実施した。

また、APNNICの諸活動を通じて国際的な 資格承認に関する議論に積極的に参画す るとともに、海外のNICとの個別のミーティング等によりNIC間の連携を深めた。

以上のことから、所期の目標を達成した と判断し、「B」とした。

<課題と対応>

ウェブサイトの継続的な更新、NIC-Japan セミナーシリーズの開催を通じた情報提供活動のほか、留学生を多く受け入れている大学への直接訪問等を通じて今後も国内大学等に NIC-Japan 及びその活動について周知を続けていく予定である。

(2)②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

補助評定: B

<補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に 業務が実施されたと認められるため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 等>

_

<その他事項>

l —

- 主に国内の高等教育関係者から寄せられる外国の教育制度・高等教育資格に関する問合せについては、必要な調査を行い随時回答した。
- 国内の高等教育関係者を主な対象としたNIC-Japanセミナーシリーズをオンラインで 開催した。

<NIC-Japanセミナーシリーズ開催実績>

and Arbania and Arbania											
	開催年月	対象国・テーマ	参加人数								
第1回	令和6年9月	ベトナムの教育制度・外国資格承認	171人								
第2回	令和6年12月	インドの教育制度・高等教育資格	189人								

3 海外のNIC等との連携

- 東京規約締約国委員会議長団の第一副議長国におけるNICとして会合に参加した (7回)。東京規約のネットワーク充実や拡大に向けた議論に参画し、国際的な連携強化を推進した。
- 令和6年7月、中国のNICの一つである中国教育部留学サービスセンター (CSCSE) との対面ミーティングを行い、資格承認に関する業務等についての情報交換等を実施した。
- 令和6年12月、オンラインにて開催された第4回APNNIC会合に日本のNICとして参加し、アジア太平洋地域の資格承認を巡る議論に参画した。
- 令和7年2月、イタリア学術移動・同等性情報センター (CIMEA) との間で、資格承認の分野における連携のための覚書を更新した。
- 令和7年3月、オランダのNICであるオランダ高等教育国際協力機構(Nuffic)との対面ミーティングを行い、資格承認及び情報提供に関する業務等についての情報交換等を実施した。

4 NIC-Japanの周知活動・ウェブサイト運営

- 国内外へのNIC-Japanの周知活動として、日本学生支援機構(JASSO) 主催の日本留学フェア(アジア各国及びオンライン) や外国人学生のための進学説明会においてNIC-Japan紹介スライドの提供等、様々な機会を活用して実施した。
- 国内の複数の大学を訪問し、国際関連業務・入試業務の担当者へのNIC-Japanの業務紹介・ネットワーキングを実施した。
- NIC-Japanウェブサイトにおいて、国内外の高等教育制度等に関する情報のほか、セミナーシリーズの講演資料・講演動画、活動ニュース、Q&A等の各種情報を随時掲載・更新した。また、高等教育機関一覧の検索画面に説明を加え、ユーザー目線でサイトの利便性向上に努めた。
- NIC-Japanウェブサイトの年間アクセス件数は218,909件、うち国内からのアクセスは約64%、海外からのアクセスは約36%となっている。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I - 5	5 調査研究 (1)大学等の改革の支援に関する調査研究 (2)学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 (3)大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究										
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第5号								
	施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	別法条文など)									
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業 レビュー	予算事業 ID001581								

2. 主要な経年	データ													
① 主要なご	アウトプット(アウー	トカム)情報							② 主要なインプッ	ト情報(財務	情報及び人員	員に関する情	報)	
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和9 年度	令和 10 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
(1) 大学等	等の改革の支援に関す	る調査研究												
	事業への成果の 移転 (事業実施・ 検証資料等)	5年間合計 15件	_	1件					予算額(千円)	406, 084				
機構の事業 への成果の 活用	事業関連説明会 等における情報 提供	5年間合計 219件	_	40件					決算額(千円)	313, 464				
	事業協働研修会 等における情報 提供	5年間合計 38件		9件					経常費用(千円)	318, 530				
	学術論文等	5年間合計 40編	_	16 編					経常利益 (千円)	74				
社会への成	学会発表等	5年間合計 30件	_	17 件					行政コスト (千円)	341, 407				
果の提供・ 公表	研究会・研修会等 における講演・発 表等	5年間合計 52件	_	24 件					従事人員数(人)	16.3(2)				
	報告書等	5年間合計 8編	_	2編										
(2) 学位の	の授与に必要な学習の	成果の評価に関	引する調査研究			1	1	1				•		
	事業への成果の 移転 (事業実施・ 検証資料等)	5年間合計 54件	_	18 件										
機構の事業 への成果の 活用	事業関連説明会 等における情報 提供	5年間合計 24件		7件										
	事業協働研修会 等における情報 提供	5年間合計 6件		0件										
社会への成果の提供・	学術論文等	5 年間合計 19 編	_	3編										

公表	学会発表等	5年間合計 40件	-	7件						
	研究会・研修会等 における講演・発 表等	5年間合計 20件	_	5件						
	報告書等	5年間合計 4編		0編						
(3) 大学等	学の改革支援及び学位	授与に係る情報	吸理に関する調査研究							
	事業への成果の 移転(事業実施・ 検証資料等)	5年間合計 10件	_	2件						
機構の事業への成果の活用	事業関連説明会 等における情報 提供	5年間合計 5件	_	1件			_			
	事業協働研修会 等における情報 提供	5年間合計 10件	_	2件						
	学術論文等	5年間合計 5編		4編						
社会への成 果の提供・	学会発表等	5 年間合計 25 件	=	12 件						
公表	研究会・研修会等 における講演・発 表等	5年間合計 20件	_	4件						

注)従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
土な評価担保寺	主な業務実績等	自己評価	評定	В	
		<評定と根拠> 評定: B 令和6年度における「5 調査研究」の 実施状況について、各項目の評定を考慮し た結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。	<評定に至った理由> 中期計画に定められた に業務が実施されたと認る <指摘事項、業務運営上の語 - <その他事項> -	められるため。	
(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究	(1)大学等の改革の支援に関する調査研究	(1) 大学等の改革の支援に関する調査 研究	(1) 大学等の改革の支援	に関する調査研究	
<主な定量的指標> 5-2 社会への調査研究の成 果の提供・公表状況	<主要な業務実績> ① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 ② 1 国立大学法人の意思決定支援に関する調査研究 ○ 大学連携・支援部と研究開発部の連携の下、「大学経営手法に関する共同プロジェクト」を実施した。研究活動のインプットとアウトプットを対照させてパフォーマンスを	<評定と根拠> 補助評定:B	補助評定:B <補助評定に至った理由 中期計画に定められた に業務が実施されたと認る	とおり、概ね着実	
< その他の指標> 5-1 機構が行う事業への調 査研究の成果の活用状況	定期的に確認するモデル (「研究パフォーマンス確認モデル」) について、プロジェクト に参加する 2 大学からデータを入手し、同モデルを用いて研究分野別のパフォーマンスの分析を行い、意見交換会にて現状での成果を確認した。	「大学等の改革の支援に関する調査研究」について、年度計画に沿って着実に実施した。	<指摘事項、業務運営上 策>	の課題及び改善方	

<評価の視点>

5-1 調査研究の成果が機構 が行う各事業に反映され、各事 業の改善に活用されたか、各事 業への活用状況及び各事業担当 部課との連携状況等を参考に判 断する。

5-2 調査研究の成果が社会 に提供・公表されたか、関連学 協会及び機構の学術誌、研究 会・研修会等を通じた公表実績 を参考に判断する。

- Web上のBIツールとして開発した、国立大学法人の財務情報と教育研究情報の連携・ 分析ツール、及び分析指標開発支援ツールについて、「国立大学法人の財務に関する勉 強会」(大学連携・支援部主催)にて国立大学法人の財務担当者向けに報告した。
- 『国立大学法人の財務』(下記①-2参照) 所収の財務分析指標データの有効活用を促 すためにWeb API化を実施した。
- 国立大学法人における教育活動の評価と意思決定に資する研究として、学生の自律 的動機づけ支援に関する研究を実施した。

①-2 国立大学法人を主対象とした財務経営に関する調査研究

- 大学連携・支援部と研究開発部の連携の下で実施している『国立大学法人の財務』刊 行事業において、国立大学法人の令和5年度決算財務諸表の分析を行い、その結果を執 筆・掲載した。
- 国立大学協会の研究プロジェクト「法人化20年 国立大学法人化の検証」に参加し、 法人化後20年間の財務状況の変化について分析を行った。
- 大学の財務・経営に関する有識者を招いて「大学改革支援研究会」を7回開催し、本 調査研究の遂行に役立つ知見を継続的に収集した。この研究会の講演録と本調査研究 のテーマ別論考、及び下記の「地方国立大学の経営課題に関するインタビュー調査」の 成果を掲載した報告書を刊行した。
- 地方国立大学の経営課題に関するインタビュー調査を、7大学を対象として実施し た。調査結果について分析し、上記報告書に掲載した。
- 政府・大学間及び大学内部における NPM (新公共経営) 的なマネジメント体制の浸透 度について、国際比較を行うための海外文献調査を実施した。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

②-1 我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討

- 評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部の協働の下で、国立大学法人評 価の中期目標の達成状況の評価及び、現況分析に資する分野別教育研究基準の策定、評 価支援のためのデータ・指標の可視化のための分析を実施した。令和4年度に実施した 評価に係る具体的な事例を蓄積し、分析を実施した。結果は、国立大学教育研究評価委 **昌会、委員会ワーキンググループにおける第4期国立大学法人評価の評価方法の設計** に反映した。
- 評価事業部評価支援課と研究開発部の協働の下で、大学機関別認証評価について、内 部質保証をはじめとした研究教育活動等の評価に係る具体的な事例を蓄積し、分析を 実施した。結果は、令和7年度以降の第3巡目の認証評価の実施と第4巡目の認証評価 の基準、分析項目の策定、及び令和6年度認証評価機関連絡協議会認証評価担当職員研 修、各種認証評価の説明会・研修会、評価担当者研修会等において活用した。
- 評価に関する負担軽減へ向け、「評価疲れ」を引き起こす要因の解明と解決へ向けた 検討を実施した。評価の現場での活用可能性を考慮し、項目数を減らしたより簡便な尺 度の作成のため、2時点の調査(1回目500人程度、2回目100人程度)を評価に従事し た経験のある者を対象として実施した。

計画に沿った調査研究活動を行い、成果 -を業務に移転しその向上に貢献するとと もに、学術的に意義のある成果を学術論文 <その他事項> 等によって公表した。

以上のことから、所期の目標を達成した と判断し、「B」とした。

<課題と対応>

前年度評価における「調査研究の成果等 の管理や、法人文書の正確性を担保するた めの組織的な取組を徹底する。」という意 見については、業務実績報告書作成の過程 で実績をリスト化するとともに、調査研究 課題ごとの主担当教員が中心となって、調 査研究の成果等の適切な管理を徹底して いる。また、文書事務について、事実誤認 等に基づく不正確な記載がないように、職 員に対して文書による注意喚起を定期的 に実施するなど、法人文書の正確性を担保 するために組織的な取組を徹底している。

○ これまでの研究開発評価で云われてきた評価のあるべき状況の3つ、「支援的」、「非 排除・双方向的」、「明示的」を踏まえた「評価疲れ」解決法について構想し、研究成果 について講演を行った。また、文部科学省主催の令和6年度研究開発評価人材育成研修 において、評価疲れや研究評価の手法に関する研究成果の報告を行った。

②-2 機構が実施する評価事業の有効性に関する調査研究

- 評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部の協働の下で、法人及び評価者 を対象とした第3期国立大学法人評価の検証アンケート結果の分析を通じて、評価の 適切性を検証した。
- 第1期から第3期までのアンケートに対する法人の回答の経年的な推移や、大学の 属性別について統計的な比較分析を実施した。
- 上記2つの結果は国立大学教育研究評価委員会及び同ワーキンググループの参考資料として、第4期国立大学法人評価の評価方法の設計へ向け活用し、かつ国際会議等で公表した。
- 評価事業部評価企画課及び評価支援課と研究開発部の協働の下で、令和5年度に実施した認証評価への意見聴取のアンケート調査を、大学機関別認証評価(対象校4校)、高等専門学校機関別認証評価(対象校3校)、法科大学院認証評価(対象校1校)及び各評価者を対象として遂行した。その回答傾向を分析するとともに、意見聴取における自由回答として寄せられた意見に対する対応状況を確認し、機構における業務改善への資料として提供した。
- 第3巡目の認証評価の根拠資料として大学が提出した、個々の大学による卒業生の 就職先の企業を対象としたアンケート (85大学、令和元年度から令和5年度までに実施)についてメタ分析を実施した。社会が高等教育に期待するニーズとしての学習成果 を重視する立場から、卒業生の就職先の企業がどのような能力を求め、またその能力に 満足しているかに着目し、第2巡目の認証評価における記載内容との比較も実施した。 得られた知見は国際会議にて発表した。
- 評価の面談時に非言語情報が与える影響として、模擬的な面談場面を想定した実験を行い、AIを用いて顔表情の動作解析及び言語情報との関連を分析した。被評価者の特定の表情と面接者の評定値に相関が見られ、また、評価者の性差によっても評定値に差が見られる等の結果を学会発表等で公表した。

②-3 高等教育の質保証に係る国内外の状況変化等に関する調査研究

○ 評価事業部評価企画課と研究開発部の協働の下で、高等教育機関教職員向けの「質保証人材育成セミナー」を年3回開催した。実践性だけでなく中長期的な展開も視野に入れ大学経営全般の質向上を想定し、「内部質保証実務」、「評価疲れ・解決編」、「DEI(多様性 (Diversity)、公平性 (Equity)、包摂性 (Inclusion))対応を考える」の3つのテーマで実施し、研究開発部教員が講師を務めた。

https://www.niad.ac.jp/event/event2024/qehrd8.html https://www.niad.ac.jp/event/event2024/qehrd9.html https://www.niad.ac.jp/event/event2025/qehrd10.html

○ 大学の自己評価能力の向上へ向け、大学評価・IR 担当者集会において、評価・IR 担当者のための「ロジックモデル・評価指標」策定演習を実施した。大学の計画立案、進行管理の担当者と協働の上、当プロジェクトの研究成果をもとに研修コンテンツを作成し全国の大学等の評価、計画進行管理の担当者に提供した。

○ 高等教育と職業教育、生涯学習の接続に向けて、「構断的質保証研究会」での調査結 果をもとに、社会実装に向けて各ステークホルダーとのコミュニティに参加し、報告書 作成に向けた準備を行った。国内学術誌への論考の掲載や講演を行い、書籍の出版準備 を行った。 ○ 大学の国際化評価に係る国際比較調査を進め、文部科学省の委託研究のアドバイザ ーとして、各国へのヒアリング調査及び事例分析を実施し、報告書の修正作業を行っ た。また、大学のデジタル証明書の評価に関連し、文部科学省の委託研究のアドバイザ ーとして調査設計に関わり、報告書の最終確認を行った。 ○ 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進に関する知見を、内閣府からの問い 合わせに応じて提供した。上記「質保証人材育成セミナー」の開催を通じての基礎知識 の提供にとどまらず、DEI に関する学術的知見を、教育運営との接点を考慮して社会に ○ 評価事業部国際課と研究開発部の協働の下で、機構の機関別認証評価(評価基準や評 価委員の構成等)におけるDEIの実態について、台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT: Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan) からの依頼に よるヒアリング対応及び意見交換を行った。また、HEEACTが開催した高等教育の質保証 に関するワークショップにおいて招待講演を行い、日本と台湾における大学評価及び 資格枠組みの現状と課題について情報を交換した。 ③ 調査研究成果の活用と社会への提供 ○ 調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用する とともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提 供・公表した。 ○ 機構内外から論文等投稿を受け付け、大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした 大学改革に関する香読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第26号を編集・刊行し、科 学技術振興機構の「I-STAGE」を通じて論文3編、研究ノート・資料4編を社会に提供・ 公表した。 ○ 各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公 表するほか、機構ウェブサイト等により研究成果を公表した。 (2) 学位の授与に必要な学習 (2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 (2) 学位の授与に必要な学習の成果の評 (2) 学位の授与に必要な学習の成果の評 の成果の評価に関する調査研究 <主要な業務実績> 価に関する調査研究 価に関する調査研究 <主な定量的指標> ① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究 <評定と根拠> 補助評定: B 5-2 社会への調査研究の成 ①-1 学位の要件となる学習の体系性と学習の成果の評価に関する調査研究 果の提供・公表状況 ○ 大学の学修修了証明である「学位」を切り口に、大学の機能別分化と学位、学術学位 <補助評定に至った理由> 補助評定: B と職業 (専門職) 学位及び各々の学修要件の差異等について検討する研究会を外部研究 中期計画に定められたとおり、概ね着実 <その他の指標> 者と組織して5回開催し、諸外国(米仏独中韓)の状況に関する比較研究を実施した。 「学位の授与に必要な学習の成果の評価 に業務が実施されたと認められるため。 5-1 機構が行う事業への調 に関する調査研究」について、年度計画に ①-2 学位等高等教育資格の国際的な承認に関する調査研究 香研究の成果の活用状況 沿って着実に実施した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 ○ 全国の大学の担当部署を対象に「外国での学修歴を有する者(外国出身志願者)の出 計画に沿った調査研究活動を行い、成果 <評価の視点> 願資格審査に関する調査 | を実施し、大学における出願資格審査の実態と課題を分析し を業務に移転しその向上に貢献するとと 5-1 調査研究の成果が機構 た。さらに、その成果を国際会議等で発表した。 もに、学術的に意義のある成果を学術論文 が行う各事業に反映され、各事 等によって公表した。 <その他事項>

以上のことから、所期の目標を達成した

と判断し、「B」とした。

○ 諸外国の全国資格枠組みに関する文献調査を継続的に実施し、我が国における教育

資格枠組みの開発に資する知見を整理した。

業の改善に活用されたか、各事

業への活用状況及び各事業担当

部課との連携状況等を参考に判

断する。

5-2 調査研究の成果が社会に提供・公表されたか、関連学協会及び機構の学術誌、研究会・研修会等を通じた公表実績を参考に判断する。

○ 我が国の教育資格枠組みの構成について、文部科学省と協議を継続し、文部科学省による高等教育関係の諸団体との折衝に資する知見を提供した。また、我が国の教育資格枠組みに関する中央教育審議会での議論のための知見と資料を提供した。

①-3 機構の学位授与事業に関わる諸外国の教育制度調査

- 当機構の学位授与制度への申請資格の確認のために以下の各国の教育制度の調査を 行い、照会者に回答した。
 - ・ ネパール1件、米国1件、中国5件、モンゴル6件。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

②-1 学士の学位取得をめざす申請者の利便性と制度の認知度向上

- 管理部学位審査課と研究開発部の連携の下、ウェブサイト上に学位取得を目指す申請者への案内を分かりやすくするバナーとフローチャートを作成し、ウェブサイトの視認性を改善した。 https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/get_degree/
- 機構が行う学位授与に関するディプロマ・ポリシーの策定に向けて、国内外の事例を 調査し、管理部学位審査課と研究開発部の協働の下で案を作成した。

②-2 機構が実施する学位授与事業の効率化と有効性に関する調査研究

- 令和5年度までに完了した、単位積み上げ型の学士学位取得者に対するアンケート 及びインタビュー調査の結果を分析した。国内学会で成果発表を行い、報告書の作成を 準備した。得られた知見を基に、業務改善策を提案した。
- 諸外国における、単位積み上げによる学位授与を通じた生涯学習推進の展開について調査した。得られた知見をセミナーや論文で公表した。
- AI の援用による教員審査や科目分類の効率化の試みについて国内学会で発表するととも に、小論文試験問題に係る業務の生成 AI を活用した効率化についての検討を開始した。
- ソフトウェアで判別される学修成果レポートの独自性指標を参考とした、小論文試験作題基準を策定し、運用した。
- 「令和6年度学位審査会専門委員協議会」を管理部学位審査課と研究開発部の協働の下にオンラインで開催し、新任の専門委員に対して学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について、これまで研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて資料を作成し説明した。

②-3 学位授与に係る国内外の状況変化等に関する調査研究

- 国内外における、マイクロクレデンシャルの普及と、学修歴の通用性を担保する取り 組みについて調査した。得られた知見を基に、国内におけるシステム構築の方向性を検 討・提案した。
- 全国の国公私立大学が授与する学位に付記される専攻分野の名称に関する調査を続行した。令和5年度の付記名称としては、学士713種類、学士(専門職)18種類、修士600種類、修士(専門職)119種類、博士453種類を調査し、その結果を整理してウェブサイトで公表した。さらに令和6年度の状況に関する調査を開始し、令和6年度末の時点で94%の大学から回答を得た。

https://www.niad.ac.jp/publication/gakui/meishou.html

○ 学位に付記する専攻分野の名称調査結果に基づき、各大学の調査回答入力担当者向 けのマニュアルを整備した。 <課題と対応>

※以下(1) <課題と対応>欄の再掲

前年度評価における「調査研究の成果等の管理や、法人文書の正確性を担保するための組織的な取組を徹底する。」という意見については、業務実績報告書作成の過程で実績をリスト化するとともに、調査研究課題ごとの主担当教員が中心となって、調査研究の成果等の適切な管理を徹底している。また、文書事務について、事実誤認等に基づく不正確な記載がないように、職員に対して文書による注意喚起を定期的に実施するなど、法人文書の正確性を担保するために組織的な取組を徹底している。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

- 調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用 するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会 に提供・公表した。
- 機構内外から論文等投稿を受け付け、大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした 大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第26号を編集・刊行し、科 学技術振興機構の「J-STAGE」を通じて論文3編、研究ノート・資料4編を社会に提供・ 公表した。
- 各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公 表するほか、機構ウェブサイト等により研究成果を公表した。
- (3) 大学等の改革支援及び学 位授与に係る情報処理に関する 調查研究

<主な定量的指標>

5-2 社会への調査研究の成 果の提供・公表状況

<その他の指標>

5-1 機構が行う事業への調 査研究の成果の活用状況

<評価の視点>

5-1 調査研究の成果が機構 が行う各事業に反映され、各事 業の改善に活用されたか、各事 業への活用状況及び各事業担当 部課との連携状況等を参考に判 断する。

5-2 調査研究の成果が社会 に提供・公表されたか、関連学 協会及び機構の学術誌、研究 会・研修会等を通じた公表実績 を参考に判断する。

(3) 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究

<主要な業務実績>

① 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報基盤に関する調査研究

- 情報基盤の調査研究を進める方向性について研究グループの中で確認し、以下の3つ | 補助評定:B の観点から年度計画を確定し、研究を開始した。
 - (1) 情報基盤に必要な技術に着目した研究
 - (2) 大学等の改革支援のための情報基盤のあり方に関する研究
 - (3) 学位授与に係る情報基盤に関する研究
- 機構の扱う高等教育情報をめぐる政策や事業目的の整理と大学改革支援情報基盤の 位置付けの明確化を行った。
- 大学改革支援情報基盤におけるデータ統合の必要性についてまとめ、データ統合の方 法の一つとして圏論を応用する方法を取り上げ考察した。成果を国内学会で発表した。
- マクロ及びマイクロクレデンシャルの学修歴デジタル資格証明技術と流通プラット フォームの国際動向を調査した。成果は解説論文や講演で報告した。
- デジタル庁の設置する「教育分野の認証基盤の在り方に関する検討会」に対して情報 提供を行った。
- 学内の情報基盤と IR 機能の現状と課題に関する研究会を立ち上げ、国立大学、私立 大学の評価、IR、情報マネジメントに係る研究者や実務担当者を招へいし、内部質保証 体制の高度化に資する情報マネジメントのあり方について課題整理を行った。中間と りまとめ結果を機構内研究会で共有した。
- ② 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報分析に関する調査研究
- ②-1 情報分析の方法に関する調査研究
- 機構が保有する財務情報や教育研究情報等を連携することで財務指標等の分析に新 たな視点を導入することが可能となる対話型可視化ツールの改良を継続的に実施した。 情報分析の方法に関する検討としてデータサイエンス手法に基づきデータ変動による 特性への影響に関する検討を実施し、研究成果を国内学会で発表した。
- 情報分析のための情報提供方法として開発してきた教育研究や財務等の情報に関す るWeb APT機能のさらなる検討と研究開発を実施し、研究成果を国内学会で発表した。
- 強化学習・深層学習の特性に関して検討し、研究成果の一部を学術誌に公表した。

(3)大学等の改革支援及び学位授与に係 る情報処理に関する調査研究

<評定と根拠>

「大学等の改革支援及び学位授与に係る 情報処理に関する調査研究」について、年 度計画に沿って着実に実施した。

計画に沿った調査研究活動を行い、成果 を業務に移転しその向上に貢献するとと もに、学術的に意義のある成果を学術論文 等によって公表した。

以上のことから、所期の目標を達成した と判断し、「B」とした。

<課題と対応>

※以下(1) <課題と対応>欄の再掲

前年度評価における「調査研究の成果等 の管理や、法人文書の正確性を担保するた めの組織的な取組を徹底する。」という意 見については、業務実績報告書作成の過程 で実績をリスト化するとともに、調査研究 課題ごとの主担当教員が中心となって、調 査研究の成果等の適切な管理を徹底して いる。また、文書事務について、事実誤認 等に基づく不正確な記載がないように、職 員に対して文書による注意喚起を定期的 に実施するなど、法人文書の正確性を担保 するために組織的な取組を徹底している。

(3) 大学等の改革支援及び学位授与に係 る情報処理に関する調査研究

補助評定: B

<補助評定に至った理由>

中期計画に定められたとおり、概ね着実 に業務が実施されたと認められるため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

<その他事項>

○ 大規模言語モデルのチューニングに関して検討を実施し、研究成果を国内学会で発表した。

②-2 情報分析の活用に関する調査研究

- 情報システムの開発として、「第4期現況分析基本データシステム」等の国立大学教育研究評価に係るシステム開発、データ分析についての検討を評価事業部国立大学評価室と研究開発部の協働の下で実施した。
- 国立大学法人の財務情報と教育研究情報の連携・分析ツール及び分析指標開発支援 ツールについて、「国立大学法人の財務に関する勉強会」(大学連携・支援部主催)にて 報告した。
- 「国立大学法人の財務」の財務分析指標データの有効活用を促すことを企図してデータ提供のための Web API 化を実施した。
- 大規模言語モデルを活用した学位授与事業に係る業務の効率化について検討を開始した。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

- 調査研究の成果については、機構の評価事業や学位授与事業等の事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。
- 機構内外から論文等投稿を受け付け、大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした 大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第26号を編集・刊行し、科 学技術振興機構の「J-STAGE」を通じて論文3編、研究ノート・資料4編を社会に提供・ 公表した。
- 各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表するほか、機構ウェブサイト等により研究成果を公表した。

4. その他参考情報

予算額と決算額の差額は、効率的に業務を実施したこと、退職手当の支出が予定より少なかったことによるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I — 6	6 大学・高専成長分野転換支援 (1)助成金の交付 (2)取組の実施状況の把握等									
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠(個 別法条文など)	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 2 項							
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業 レビュー	予算事業 ID001581							

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット (アウト)	② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)													
指標等	達成目標	基準値 (前中期 目最最度 年度 等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
(1) 助成金の交付														
選定件数	- (令和14	令和5年 度公募 118 (118)	令和6年 度公募 (通常審查) 90 (215)						予算額(千円)	29, 164, 631				
※()は延べ件数	年度まで に 310 件 程度)	令和6年 度公募 (先行審查) 7 (125)	令和7年 度公募 (先行審查) 3 (218)						決算額(千円)	21, 232, 947				
									経常費用 (千円)	21, 232, 208				
									経常利益 (千円)	0				
									行政コスト (千円)	21, 232, 208				
									従事人員数 (人)	22.0(1)				
(2) 取組の実施状況の把握等												1		
フォローアップによる指摘を踏ま えた各選定大学等における取組の 改善割合	100%	_	100%											

注)従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
2-2-57 /m 4/54 m //*	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
主な評価指標等	主な業務実績等	自己評価	評定 A	
		<評定と根拠> 評定: A 令和6年度における「6 大学・高専成長分野転換支援」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、特に「(2)取組の実施状況の把握等」の項目において、きめ細やかなフォローアップや効果的な情報交換の機会の提供等により、当初計画以上の進捗となるなど、当該項目全体で、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、評定を「A」とした。	〈評定に至った理由〉 評価すべき実績の欄に示すとおり、中期 計画に定められた以上の業務の進捗が認め られる。 「大学・高専成長分野転換支援」において は、継続的な事業であり、選定校が指摘事 項を改善し特定成長分野への転換等を着実 に実施することが重要であることから、き め細やかなフォローアップを行った「取組 の実施状況の把握等」の評定に重きをおい て評価した。 〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策〉 一 〈その他事項〉 一	
(1) 助成金の交付	(1) 助成金の交付	(1) 助成金の交付	(1) 助成金の交付	
<主な定量的指標> 6-1 助成金の交付及びフォローアップの実施状況(公募・審査状況、選定件数等を参考に判断) <その他の指標> - <評価の視点> 6-1 基本指針及び実施方針に基づき、助成金の交付及びフォローアップを適切に行ったか、公募・審査の実施状況、選定件数、交付の審査状況等を参考に判断する。	 ② 助成事業の選定・公募 ③ 中介 令和6年度大学・高専機能強化支援事業の選定 ○ 令和5年12月15日に公募を開始した、学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援(以下「支援1」という。)及び高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援(以下「支援2」という。)のうち、通常審査分について、大学・高専機能強化支援事業選定委員会(以下、「選定委員会」という。)及び審査等専門部会における審査の結果を受け、次のとおり選定し、選定結果について先行審査分を含め令和6年6月26日にウェブサイトにて公表した。 <通常審査分> (単位:機関) 支援2 支援1 大学 大学 大学 高等専門 合計(一般枠)(特例枠)(・ペレペルト)学校 54 25 0 1 10 90 (参考)累計件数 126 62 3 8 16 215 【選定結果公表】 https://www.niad.ac.jp/josei/selection/ ① 一イ 令和7年度大学・高専機能強化支援事業の公募 ○ 令和7年度大学・高専機能強化支援事業の公募を令和6年12月13日に開始し、支援1及び支援2について次のとおり申請があった。 	<評定と根拠> 補助評定: B 「助成金の交付」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に助成事業の選定・公募に当たっては、令和6年度公募の通常審査では、支援1を54機関、支援2を36機関、遅滞なく審査・選定し、助成金の交付に当たっては実績報告書の提出から確定までを適切に実施したことは評価できる。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 <課題と対応> 助成金の交付に当たっては、選定校の増加につれて、業務量も比例して増えていくことから、適正な人員配置等により、効率的・効果的に運営していくことに努める。	策>	

① 令和8年度に学部再編等を実施する計画であって、令和7年3月又は6月に認可申 請を行うもの(支援1)

大学 (大学 (ハイレベル枠) を除く)、高等専門学校のうち、令和8年度に研究科等の設置等を実施する計画であって、令和7年3月に認可申請・意見伺いを行うもの(支援2)

(以下「先行審査」という。)

(単位:機関)

	1 12 - 1/41/4/				
支援1	大学	大学	大学	高等専門	合計
	(一般枠)	(特例枠)	(ハイレベル枠)	学校	
2	0	1		0	3

② ①以外の計画(以下「通常審査」という。)

(単位:機関)

	1 12 . 1/41/4/				
		支担	爰2		
支援 1	大学	大学	大学	高等専門	合計
	(一般枠)	(特例枠)	(ハイレベル枠)	学校	
33	14	2	2	8	59

そのうち、先行審査においては、選定委員会等における審査の結果、支援1及び支援2 について次のとおり選定し、選定された助成事業者に対し、3月4日に交付内定の通知を 行った。

(単位:機関)

支援1	大学	大学	大学	高等専門	合計
	(一般枠)	(特例枠)	(ハイレベル枠)	学校	
2	0	1		0	3

② 助成金の交付

- 選定された助成事業者に対し、助成金交付申請書に基づき、先行審査分については令和6年4月17日、通常審査分については令和6年8月21日に交付決定を行った。交付決定額についてはウェブサイトにおいて公表した。
- 助成事業者から提出される実績報告書に基づき、助成金を交付した。また、助成事業者の希望に応じて、必要があると認められる場合は、助成金の全部又は一部を概算払により交付した。

【交付決定額】

https://www.niad.ac.jp/josei/information-disclosure/

(2) 取組の実施状況の把握等

(2) 取組の実施状況の把握等

<主な定量的指標>

6-1 助成金の交付及びフォローアップの実施状況(公募・審査状況、選定件数等を参考に判断)

<その他の指標>

<主要な業務実績>

① 選定された大学等に対するフォローアップの実施

【実施状況報告書による事業計画の取組状況の把握】

- 選定された大学等(以下「選定校」という。)より5月末までに提出された実施状況報告書(支援1:67件、支援2:51件)について、選定委員会において確認した。
- 一部の計画の遅れ等課題が見られる選定校に対しては、指摘事項を通知した。

(2) 取組の実施状況の把握等

<評定と根拠>

補助評定: A

「取組の実施状況の把握等」について、 年度計画に沿って着実に実施することに 加え、選定された大学等に対するフォロー アップの実施や選定された大学等による (2) 取組の実施状況の把握等

補助評定:A

<評定に至った理由>

フォローアップ要項に定められた従前の 取組に加えて、指摘事項を通知した選定校 に対する「オンライン面談」を実施し、各大 学の置かれた状況を把握した上で、きめ細 やかなフォローアップを行っており、中期

<評価の視点>

6-1 基本指針及び実施方針 に基づき、助成金の交付及びフ オローアップを適切に行った か、公募・審査の実施状況、選 定件数、交付の審査状況等を参 考に判断する。

- 確認結果は、実施状況報告書とりまとめ結果として、選定委員会所見とともにウェブ サイトで公表した。
- 選定校から提出された実施状況報告書をウェブサイトに公表した。
- 事業が意図する特定成長分野の人材の育成に向けて、課題のある選定校に対して指摘 事項を通知するとともに、各大学の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップ を行うことを目的として、選定委員会の委員長・副委員長によるオンライン面談を 10 校に対して実施し、対応状況を確認した。

【実施状況報告書とりまとめ結果公表】

https://www.niad.ac.jp/josei/report/follow-up/

【現地調査による事業計画の取組状況の把握】

- 選定委員会において、現地調査対象校を決定した。
- 令和6年11月~12月にかけて、令和6年度に定員増を行った8校を対象とした現地 調査を実施し、事業責任者等や学生との意見交換、教育現場の視察等を行い、事業計画 の取組状況等を確認し、事業運用に必要な課題を把握するとともに、好事例を収集した。

② 選定された大学等による情報・意見交換の場の提供

○ 支援1に選定された大学を対象とした意見交換や情報交換の機会を提供する「大学等 の理系転換・拡充による人材育成機能強化会議」を令和7年2月19日に開催した。 前回開催時の参加者からの要望を踏まえ、更に選定校相互の情報交換の機会を増やす ため、新たな取組として令和5年度の支援1選定校によるポスターセッションを実施し たほか、マスコミ各社に参加を促し、事業の PR を積極的に実施した結果、報道関係者 6 社からの参加があった。

参加者のアンケート結果では各プログラムの内容について「大変参考になった」、「参 考になった」との意見が8割を超えており、全体的に満足度が非常に高かった。

【令和6年度大学等の理系転換・拡充による人材育成機能強化会議】

https://www.niad.ac.ip/josei/event/r6event/

情報・意見交換の場の提供については計画 │ 計画に定められた以上の業務の進捗が認め 以上の進捗となった。

特に、選定された大学等に対するフォロ ーアップの実施においては、当初予定して いた実施状況報告書による各選定校にお ける事業の進捗の確認に加え、指摘事項を 通知した選定校については、選定委員会の 委員長・副委員長によるオンライン面談を 実施することで各大学の置かれた状況に 応じたきめ細やかなフォローアップを行

また、選定された大学等による情報・意 見交換の場の提供については、新たにポス ターセッションを実施することで選定校 相互の情報交換の機会を更に増やすなど 大学等の理系転換・拡充による人材育成機 能強化会議を適切かつ効果的に実施した。

以上のことから、所期の目標を上回る成 果が得られたと判断し、「A」とした。

<課題と対応>

取組の実施状況の把握等に当たっては、 選定校の増加につれて、業務量も比例して 増えていくことから、適正な人員配置等に より、効率的・効果的に運営していくこと に努める。

られるため。

また、選定された大学の情報・意見交換 の場として、毎年度「機能強化会議」を開催 しているが、参加者の要望を踏まえて、新 たな試みとして、選定大学によるポスター セッションを実施し、相互の連携等の促進 を図ったことは、上記評定に至った理由の 一つである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

<その他事項>

4. その他参考情報

予算額と決算額の差額は、令和6年度における当初の助成金交付見込額を実績が下回ったことによるものである。

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
$\Pi - 1$	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1.経費等の合理化・効率化					
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581			

2.	2. 主要な経年データ									
	評価対象。	となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	一般管理費 (物件費)	削減割合	毎事業年度につき 1%以上削減(効率 化になじまない特 殊要因を除く)	133, 719 千円 (前中期目標期間最 終年度値)	132, 382 千円 △1. 0%					
	事業費(物件費) ※自己収入分を除く	削減割合	毎事業年度につき 1%以上削減(効率 化になじまない特 殊要因を除く)	549, 889 千円 (前中期目標期間最 終年度値)	544, 390 千円 △1. 0%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標、中期計画、年度計画 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 主な評価指標等 業務実績 自己評価 評定 <主要な業務実績> <評定と根拠> <主な定量的指標> <評定に至った理由> 経費等の合理化・効率化 評定:B 中期計画に定められたとおり、概ね着実 ○ 業務効率化等により、令和5年度予算と比較し、一般管理費(人件費及び退職手当を 「経費等の合理化・効率化」について、 に業務が実施されたと認められるため。 除く) については△1,337 千円 (△1%) の減、その他の事業費(人件費及び退職手当 年度計画に沿って着実に実施した。 <その他の指標> を除く) については、 $\triangle 5,499$ 千円 ($\triangle 1$ %) の減を達成した。 <今後の課題> 以上のことから、所期の目標を達成した <評価の視点> ○ 効率化等により削減された予算内で業務を行い、主に、一般管理費では、電気料金値 と判断し、「B」とした。 上げに対応した節電の取り組みの実施、その他の事業費では、仕様の見直しによる契約 <その他事項> 金額の削減など、経費の合理化・効率化を図った。 <課題と対応> 前年度評価における「物価上昇の環境に おいて、経費の削減目標を達成することは 非常に難しいと思われるため、必要なサー ビスを維持できる範囲での経費の削減が 重要であると考える。」という意見につい ては、「毎事業年度について1%以上削減 (効率化になじまない特殊要因を除く) | の数値目標の達成に向け、物価上昇等の情 勢を勘案しつつ、業務を維持・継続できる 範囲での経費削減に引き続き努める。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
II-2	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置						
11 2	2. 調達等の合理化						
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業レ	予算事業 ID001581				
		ビュー					

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	なし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標、中期計画、年度計画 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 主な評価指標等 業務実績 評定 自己評価 <主な定量的指標> <主要な業務実績> <評定と根拠> <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実 調達等の合理化 評定:B に業務が実施されたと認められるため。 <その他の指標> ○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務 「調達等の合理化」について、年度計 大臣決定) に基づき、「調達等合理化計画」を策定した。 画に沿って着実に実施した。 <今後の課題> <評価の視点> ○ 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化のため、令和6年度 以上のことから、所期の目標を達成し 調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、令和6年度の計画及び令和5 たと判断し、「B」とした。 <その他事項> 年度の自己評価結果をウェブサイトに公表した。 <課題と対応> 【令和6年度調達等合理化計画】 引き続き、「調達等合理化計画」を策定 https://www.niad.ac.jp/media-download/7778/f58e610d39d39cc9/ し、計画に基づく取組を着実に実施する とともに、計画や自己評価結果等を公表 【令和5年度調達等合理化計画の進捗状況に関する自己評価結果】 する。 https://www.niad.ac.jp/media-download/7961/bc63c524ae740875/

<u> </u>	1/1/201/C D/201/C //201	יים עז עיינכ	110 1 10000	`		
		令和	口5年度	令和6年度		
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
	競争性のある契約	32	348, 378	30	440, 652	
	競争入札等	30	321, 043	29	425, 252	
契約状況	企画競争、公募	2	27, 335	1	15, 400	
	競争性のない随意契約	10	55, 354	7	33, 684	
	合計	42	403, 732	37	474, 336	
一者応札	2者以上	10	66, 413	10	384, 750	
· 応募状況	1者以下	22	281, 965	20	55, 902	
	合計	32	348, 378	30	440, 652	

契約監視委員会

- 監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を2回開催し、令和6年度調達等合理化計画の策定及び令和5年度調達等合理化計画の自己評価の点検を行うとともに、令和5年10月から令和6年9月までの契約のうち随意契約、一者応札・応募を中心に7件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。
- 契約監視委員会の審議概要をウェブサイトで公表した。

4. その他参考情	報
-----------	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II — 3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 給与水準の適正化					
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レ ビュー	予算事業 ID001581			

2.	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	給与・報酬等支給総額 (千円)	_	-	1, 314, 416					
	給与水準の対国家公務員 指数 (年齢勘案)	_	-	97. 4					

3. 各事業年度の業務に係る目標、記	十画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標、中期計画、年度計画	中期目標、中期計画、年度計画										
→ <i>→ → → → → → → → → → → → → → → → → → </i>	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による	る評価							
主な評価指標等	業務実績	自己評価	評定	В							
<主な定量的指標> - <その他の指標> ・機構の給与水準に係る適正化の取組状況(検証の実施状況、規則等改正状況を参考に判断) ・機構の給与水準に係る検証結果や取組状況の公表状況 <評価の視点> -	 <主要な業務実績> 給与水準の適正化 ○ 令和6年の人事院勧告(令和6年8月8日)を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月25日付けで成立したことに伴い、給与規則等の一部改正を令和7年1月及び3月に行った。 ○ 令和5年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況については、令和6年6月に公表し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から、給与水準は適正であるとの評価を受けている。 	<評定と根拠> 評定: B 「給与水準の適正化」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に、役職員の給与規則を国に準じて改正し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっており、文部科学大臣から給与水準は適正であると評価を受けている。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 <課題と対応> 機構の給与水準について、引き続き適切に対応する。									

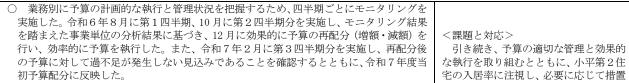
4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
III IV V VI	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項 Ⅳ 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画 Ⅴ 短期借入金の限度額 Ⅵ 剰余金の使途						
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビ ユー	予算事業 ID001581				

2.	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	短期借入金(千円)	_	0	0					
	小平第2住宅年間平均入居率	50%以上	73. 7%	89.5%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

小小亚尔比斯 族		法人の業務実績・自己評価					
主な評価指標等			業務実績	自己評価	評定	В	
<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> —				<評定と根拠> 評定: B 「財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項」、「予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画」、「短期借入金の限度額」、「剰余金の使途」について、年度計画に沿って着実に実施した。	に業務が実施されたと認め	『定に至った理由> 『期計画に定められたとおり、概ね着実 義務が実施されたと認められるため。 ・後の課題>	
	事項	金額	内容	特に予算管理については、各部署による執行管理の徹底を求め、中期目標期間			
	調査研究	450 千円	諸外国の高等教育データ基礎の構築と活用について の調査研究	での予算の見込状況を管理できるよう四半期ごとに予算執行実績を報告する			
	調査研究	150 千円	質保証人材モデル策定およびその能力涵養方法の開 発に関する研究	ほか、人件費確保のための予算追加配分 を行うなど、臨機応変に対応した。			
	管理運営	16,210 千円	インフラ長寿命化計画対応工事等	また、小平第2住宅の入居率は89.5%であり、売却等の措置の検討を行うとさ			
				れる事態には至らなかった。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。			



- 人事院勧告への対応に基づく人件費確保のため、各部署所管の予算に一定の物件費削減 目標(△4%)を設定し、10月に予算の追加配分を実施した。
- 現行の料金体系について検証し、その妥当性について検討するため、6月に「料金体系 見直し検討ワーキンググループ」を立ち上げ、11月に第1回、1月に第2回を開催し、料 金引き上げ等に係る方向性等を検討した。

Ⅲ-2 資産の有効活用

○ 令和6年4月~令和7年3月の小平第2住宅の入居率は89.5%となっている。

IV 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

- 1. 予算(下欄のとおり)
- 2. 収支計画(下欄のとおり)
- 3. 資金計画(下欄のとおり)

V 短期借入金の限度額

○ 短期借入金を必要とする事態は生じていない。

VI 剰余金の使途

○ 今和5年度決算において利益は発生していない。

引き続き、予算の適切な管理と効果的 宅の入居率に注視し、必要に応じて措置 を検討する。

4. その他参考情報

<u>収 入</u> ○令和6年度収入状況			(単位:千円)
収入	予算額	決算額	差引 増減額
運営費交付金	1, 771, 228	1, 771, 228	0
大学等認証評価手数料	70, 345	70, 345	0
学位授与審査手数料	126, 562	120, 716	△5, 846
長期借入金等	87, 500, 000	96, 725, 550	9, 225, 550
長期貸付金等回収金	63, 937, 403	64, 240, 207	302, 804
長期貸付金等受取利息	3, 294, 208	2, 795, 124	△499, 085
財産処分収入	100, 000	100, 000	C
財産賃貸収入	58, 236	58, 036	△200
財産処分収入納付金	59, 037	2, 016, 379	1, 957, 342
有価証券利息	1, 247	1, 247	C
大学ポートレート運営負担金収入	0	79, 899	79, 899
補助金等収入	0	14, 583	14, 583
受託研究収入	0	6, 175	6, 175
寄附金等収入	0	1, 400	1, 400
その他	136, 289	184, 761	48, 472
計	157, 054, 554	168, 185, 649	11, 131, 094

<u>(文 </u>	,		(単位:千円)
支出	予算額	決算額	差引 増減額
業務等経費	1, 510, 241	1, 190, 521	△319, 720
うち、人件費 (退職手当を除く)	839, 241	846, 746	7, 505
うち、物件費	634, 436	337, 292	△297, 144
うち、退職手当	36, 564	6, 484	△30, 080
大学等評価経費	119, 739	132, 738	12, 999
学位授与審査経費	282, 743	307, 048	24, 305
大学ポートレート運営負担金支出	0	79, 899	79, 899
補助金支出	0	14, 583	14, 583
受託研究支出	0	11, 054	11, 054
寄附金支出	0	1, 932	1, 932
一般管理費	319, 382	511, 733	192, 351
うち、人件費 (退職手当を除く)	154, 806	335, 691	180, 885
うち、物件費	162, 585	149, 317	△13, 268
うち、退職手当	1, 991	26, 726	24, 735
施設費貸付事業費	87, 600, 000	95, 831, 663	8, 231, 663
施設費交付事業費	2, 236, 390	2, 136, 390	△100, 000
長期借入金等償還	64, 844, 097	65, 146, 901	302, 804
長期借入金等支払利息	3, 218, 524	2, 675, 867	△542, 657
公租公課等	20, 113	20, 437	324
債券発行諸費	536	536	0
債券利息	53, 450	48, 861	△4, 589
助成業務等事業費	28, 912, 161	20, 998, 009	△7, 914, 152
計	189, 117, 376	189, 108, 173	Δ9, 203
※各欄積算と合計欄の数字は四捨五	入の関係で一致しないこ。	<u>と</u> がある。	

支 出

O令和6年度収支計画 (単位:千P				
区分	予算額	決算額	差引 増減額	
費用の部	36, 812, 356	28, 311, 283	△8, 501, 0	
経常費用	36, 812, 356	28, 311, 283	△8, 501, 0	
業務等経費	30, 414, 569	22, 096, 102	△8, 318, 4	
大学等評価経費	119, 583	240, 710	121, 1	
学位授与審査経費	282, 743	305, 519	22, 7	
大学ポートレート運営負担金経費	0	79, 899	79, 8	
施設費交付事業費	2, 236, 390	2, 136, 390	△100, 0	
支払利息	3, 321, 894	2, 770, 887	△551,0	
処分用資産売却原価	23, 648	23, 137	△5	
その他の業務経費	20, 113	1, 124	△18, 9	
一般管理費	276, 271	535, 760	259, 4	
減価償却費	116, 610	121, 219	4, 6	
財務費用	536	536		
収益の部	34, 775, 620	28, 439, 236	△6, 336, 3	
経常収益	34, 775, 620	28, 439, 236	△6, 336, 3	
運営費交付金収益	1, 615, 375	1, 588, 831	△26, 5	
大学等認証評価手数料	70, 345	70, 345		
学位授与審査手数料	126, 562	120, 716	△5, 8	
大学ポートレート運営負担金収益	0	79, 899	79, 8	
財産貸付料収入	0	14, 964	14, 9	
補助金等収益	29, 078, 115	20, 512, 710	△8, 565, 4	
寄附金収益	0	1, 932	1, 9	
処分用資産賃貸収入	58, 236	58, 036	Δ2	
処分用資産売却収入	100, 000	100, 000		
施設費交付金収益	59, 037	2, 016, 379	1, 957, 3	
受取利息	3, 348, 516	2, 840, 465	△508, 0	
財務収益	86, 742	751, 479	664, 7	
賞与引当金見返に係る収益	90, 402	92, 330	1, 9	
退職給付引当金見返に係る収益	20, 355	65, 559	45, 2	
資産見返寄附金戻入	0	489	4	
資産見返運営費交付金戻入	110, 251	113, 614	3, 3	
資産見返補助金戻入	184	380	1	
雑収入	11, 500	11, 107	Δ3	
純利益または純損失(Δ)	△2, 036, 736	127, 953	2, 164, 6	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	170	6, 889	6, 7	
大学改革支援·学位授与機構法第 1 8 条積立金取 崩額	2, 036, 566	0	△2, 036, 5	
総利益	0	134, 842	134, 8	

<u>資金計画</u> ○令和6年度資金計画

<u>貝並計劃</u> ○令和6年度資金計画			(単位:千円)
区分	予算額	決算額	差引 増減額
資金支出	424, 509, 518	443, 764, 447	19, 254, 929
業務活動による支出	98, 653, 279	115, 672, 494	17, 019, 215
投資活動による支出	157, 411	218, 588, 143	218, 430, 732
財務活動による支出	64, 850, 102	65, 153, 442	303, 340
次年度への繰越金	260, 848, 727	44, 350, 368	△216, 498, 359
資金収入	424, 509, 518	443, 764, 447	19, 254, 929
業務活動による収入	69, 572, 359	71, 880, 661	2, 308, 302
運営費交付金による収入	1, 771, 228	1, 771, 228	0
承継債務負担金債権の回収による収入	10, 936, 099	10, 936, 099	0
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	221, 821	221, 821	0
施設費貸付金の回収による収入	53, 001, 304	53, 304, 108	302, 804
施設費貸付金に係る利息の受取額	3, 072, 388	2, 573, 303	△499, 085
処分用資産の売却による収入	100, 000	100, 000	0
処分用資産の貸付による収入	58, 236	58, 036	△200
施設費交付金の納付による収入	59, 037	2, 016, 379	1, 957, 342
利息及び配当金の受取額	143, 840	178, 564	34, 724
その他の収入	208, 407	721, 123	512, 716
投資活動による収入	206, 500, 000	206, 500, 000	0
財務活動による収入	87, 499, 464	96, 725, 550	9, 226, 086
前年度からの繰越金	60, 937, 696	68, 658, 236	7, 720, 540

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある

〇 目的積立金の状況

(百万円、%)

						(П/313/ 70)
		令和6年度末 (初年度)	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末 (最終年度)
前中	中期目標期間繰越積立金	0				
目的積立金		0				
積立金		0				
	うち経営努力認定相当額					
機材	- 構法第18条積立金	22,245				
運営費交付金債務		46				
当期の運営費交付金交付額(a)		1,771				
	うち年度末残高(b)	46				
当期運営費交付金残存率(b÷a)		2.6%				

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
VII — 1	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
VII — 1	1. 内部統制				
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビ	予算事業 ID001581		
		ュー			

2.	主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	企画調整会議	1	11 旦	12 旦					
	内部統制委員会		2回	2回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
ナシ証に出済	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
主な評価指標等	業務実績	自己評価	評定	В
< 主な定量的指標> - < その他の指標> ・機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知に係る取組状況(会議の開催実績等を参考に判断) ・内部統制の機能状況の検証及び改善に係る取組状況(会議の開催実績等を参考に判断) < 評価の視点>	 <主要な業務実績> (1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底 ○ 機構の管理・運営及び業務等に対する企画立案と、その実施に必要な連絡調整を目的として、機構長を議長とする企画調整会議を原則月1回開催した。機構にとって重要な情報を把握するとともに、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知を徹底した。 ○ 企画調整会議については、陪席者を限定して開催することにより、役職員同士の活発な意見交換や議論の充実に努めた。 ○ 機構の管理・運営及び業務等に対する企画立案機能の強化等を図ることを目的として設置されている企画室(理事を室長とし、理事、部課長等により構成)において、企画調整会議の議題や、機構全体に係る当面の課題等の情報共有及び意見交換等を月1回程度実施した。 ○ 機構長の諮問に応じ機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て評議員会を組織し、各事業の業務運営等について意見を聴取している。開催状況は以下のとおり。 	〈評定と根拠〉 評定: B 「内部統制」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に、企画調整会議等により、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について、役職員への周知徹底を図った。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 〈課題と対応〉前年度評価における「第4期中期目標期間中に生じた調査研究の成果等の管理に係る不備とそれに基づく業務実績報告書の誤記を踏まえ、チェック体制の確保を含む再発防止策を適切に講じることはもとより、内部統制の更なる強化に留意されたい。」という意見については、再発防止策として、業務実績報告書の作成に係る留意	<評定に至った理由> 中期計画に定められた 実に業務が実施された め。 <今後の課題> - <その他事項> -	

	開催日	主な審議事項
第58回	令和6年6月26日 (オンライン併用)	・令和5事業年度及び第4期中期目標期間業務実績報告書等について ・令和5年度財務諸表等について ・第5期中期目標期間への積立金の繰越について ・令和5年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書について
第59回	令和6年11月26日 ~12月3日 (書面審議)	・名誉教授の称号の授与について ・令和6年人事院勧告への対応について
第60回	令和7年3月24日 (オンライン併用)	・令和7事業年度計画(案)について ・令和7年度機構内予算について ・業務方法書の改正について

○ 機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織し、各事業の運営実施状況等について意見を聴取している。開催状況は以下のとおり。

	開催日	主な審議事項
第69回	令和6年9月19日	・名誉教授の称号の授与について
	(オンライン)	・教員の選考等について
		・国立大学教育研究評価委員会委員の選考について
第70回	令和7年3月14日	・教員の選考等について
	(オンライン)	各種委員会委員等の選考について
		・令和6年度調査研究の実績及び令和7年度調査研究
		計画(案)について

(2) -① 監査

○ 監事監査や内部監査及び会計監査人による法定監査を実施することにより、内部統制の 機能状況について定期的に点検・検証を実施した。また、監事監査結果及び会計監査人の 監査報告書については、ウェブサイトに公表した。

【監事監査報告及び会計監査人監査報告】

https://www.niad.ac.jp/disclosure/hyouka_kansa.html

○ 各監査及び監事、監査室、会計監査法人の連携状況は以下のとおりとなっている。

(2) -①-ア 監事監査

- 年度当初に監査計画を作成し、監査室や会計監査人と連携しながら業務監査及び会計監査を実施した。
- 業務監査としては、法令遵守状況、中期計画・年度計画の進捗状況、予算等の執行状況、 内部統制等を監査した。監査方法は、機構長へ直接ヒアリングを行うとともに、評議員会、 企画調整会議、自己点検・評価委員会等へ出席し、運営における重要事項や業務の進捗状 況等について確認した。また、必要に応じて役職員に説明を求めた。
- 会計監査としては、財務諸表等の検証、契約状況等の監査を実施した。特に、契約状況 の監査は、契約監視委員会に出席し、関係書類の点検を行うとともに、必要に応じて職員 に説明を求めた。
- 重点監査としては、助成事業の大学・高専機能強化支援事業について監査を実施した。

点をチェックリストとして新たに可視化し、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じている。また、文書事務について、 事実誤認等に基づく不正確な記載がないように、職員に対して文書による注意喚起を定期的に実施するなど、内部統制の更なる強化を図っている。

引き続き、法令遵守及び中期目標の達成 を阻害する要因の排除に資するべく、リス クの把握と対応に努める。

(2) -①-イ 内部監査

- 年度当初に監査計画を作成し、監査室長及び専属の常勤職員3人からなる監査室が、日 常監査、定期監査の他、情報セキュリティ監査を実施した。
- 日常監査では、全ての会計伝票、契約書等を都度確認した。
- 定期監査では、3日間に渡り、施設費貸付・交付業務、会計処理状況、公的研究費(科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業(CREST))、法人文書、保有個人情報等について監査を実施した。
- 情報セキュリティ監査では、情報セキュリティ対策の状況等について監査を実施した。
- 監査の結果、法令等に違反する重大な事実は認められなかった。

(2) -①-ウ 会計監査人監査

○ 財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)の監査を受けた。

(2) -①-エ 監事、監査室、会計監査人の連携

○ 監事、監査室、会計監査人で構成する監査協議会を2回開催し、各々の監査計画、監査 方法、監査結果、課題等について意見交換を行い、緊密に連携しながら、監査の充実を図った。また、審議概要をウェブサイトに公表した。

(2) 一② 自己点検・評価

○ <u>監事2人を含む自己点検・評価委員会を3回開催した。詳細は以下のとおり。</u>

	開催時期	主な審議内容
第1回	令和6年5月27日	・令和5年度及び第4期中期目標期間における業 務実績の点検・評価を実施。
第2回	令和6年11月29日	・令和6年9月末現在の業務等の進捗状況の点検・ 評価を実施。
第3回	令和7年2月17日	・令和7年1月末現在の業務等の進捗状況の点検・ 評価を実施。 ・令和7年度計画案を作成。

- 自己点検・評価委員会(第1回)の内容を踏まえ『令和5事業年度業務実績報告書』及び『第4期中期目標期間業務実績報告書』を取りまとめ、企画調整会議、評議員会の議を経て確定した。令和6年6月末に文部科学大臣に提出し、ウェブサイトで公表した。
- 令和6年8月に通知された文部科学大臣による業務の実績の評価における評定は以下 のとおりとなっている。

【令和5年度】

- 全体の評定: B
- ・ 「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」の項目の補助評定はA。その他の項目の評定及び補助評定はB。

https://www.niad.ac.jp/storage/012/202409/no10_hyoukakekka_r5.pdf

【第4期中期目標期間】

- 全体の評定: B
- 「国立大学法人等の施設整備支援」の項目の評定はA。その他の項目の評定はB。
- ・ 「施設費貸付事業」、「単位積み上げ型による学士の学位授与」、「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」の項目の補助評定はA。その他の項目の補助評定はB。

https://www.niad.ac.jp/storage/012/202409/no10_hyoukakekka_4th.pdf

○ 自己点検・評価委員会(第3回)にて作成した令和7年度計画案について、企画調整会 議及び評議員会の議を経て確定した。令和7年3月末に文部科学大臣に届け出た。

(2) - ③ リスクの把握と対応

○ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因(リスク)を共有するため、機構 長を委員長とする内部統制委員会を組織し、各業務におけるリスクの把握とリスクへの対 応状況の確認を実施している。開催状況は以下のとおり。

	開催日	主な審議事項
第1回	令和6年7月16日	令和6年度当初時点の各業務におけるリスクについて
第2回	令和7年3月4日	各業務におけるリスクへの対応状況について

- 特に文書事務について、以下の取組等により内部統制の強化を図った。
 - ・ 各業務におけるリスクの把握とリスクへの対応状況の確認のため作成しているリスク対応チェックリストにおいて、通常業務に係る手続等の遺漏への対応として、文書事務について事実誤認等に基づく不正確な記載がないように、職員に対して文書による注意喚起を定期的に実施した。
 - ・ 業務実績報告書の作成に当たっては、作成の各段階における留意点をチェックリストとしてあらかじめ可視化した。当該チェックリストを用いて、原案作成部署や取りまとめ部署等が自部署の担当すべき留意点の対応状況等を逐次確認することで、遺漏なく必要な対応が取られる環境を整備した。
- 令和6年12月16日に発生した、機構が保有する個人情報(メールアドレス)がメール の誤送信により漏えいした件について、送信先への削除依頼、対象者への連絡、関係機関 等への報告等の対応を迅速に行った。
- 内部統制の機能状況のモニタリングとして、令和7年1月にリスクへの対応状況の調査 を実施した。調査結果については、内部統制委員会(令和6年度第2回)において監事を 含む役職員で共有し、必要な対応がなされていることを確認した。

1	その併	1 参 老 情 報

1. 当事務及び事業に関する	5基本情報		
VII — 2	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2.情報システムの整備及び管理		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ 基準値 (参考情報) 令和6 令和9 令和 10 令和7 令和8 評価対象となる指標 達成目標 (前中期目標期間最 当該年度までの累積値等、必要な 年度 年度 年度 年度 年度 終年度値等) 情報 なし

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣によ	る評価
土な評価担保寺	業務実績	自己評価	評定	В
<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	<評定に至った理由>).)) - 10 km²) - 1/4
_	情報システムの整備及び管理	評定:B	中期計画に定められ	
くその他の指標>	○ 以下のような取組により、情報システムの整備及び管理を適切に行うとともに、業務効率化の観点から、各事業において、デジタル・トランスフォーメーション (DX) 等を推進	「情報システムの整備及び管理」について、年度計画に沿って着実に実施した。	実に業務が実施された め。	こと硲められるに
・情報セキュリティポリシー見		(、牛皮可画に行うて有夫に夫施した。	(V) ₀	
直し状況(対策基準等の改訂を	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	特に、標的型攻撃メール対応訓練につい		
参考に判断)	後継アプリ、クラウトストレージの移行、VDI 環境下での Webex 会議の実現について議	ては実施方法に変化工夫を加えて形骸化	<今後の課題>	
·監査等対応状況 (対応実施内容	論を行った。	を防止するとともに、情報セキュリティ研	_	
を参考に判断)		修や自己点検においては例年に比し早期		
COTT for a let be	○ サイバーセキュリティ対策のための統一基準等に基づき、最高情報セキュリティ責任者	化を図るなど、情報セキュリティ強化促進	<その他事項>	
<評価の視点>	(CISO) や情報セキュリティ委員会を設置するなど、情報セキュリティ対策に係る組織・ 体制を整備するとともに、以下の対策を実施した。	に向けて効率的に業務を行った。	_	
	・ セキュリティ対応計画を立案し、情報セキュリティ委員会の承認を得た。	以上のことから、所期の目標を達成した		
	・ 各種実施手順書の改訂・制定を行った。(情報セキュリティ対策における機構役職員	と判断し、「B」とした。		
	等の着任、離任又は契約の開始、終了及び人事異動時等に関する管理)			
	・ 標的型攻撃メール対応訓練を2回実施した。	<課題と対応>		
	・ 情報セキュリティの意識向上を目的とした研修を実施した。	効率的な情報システムの運用・改善、情		
	・情報セキュリティの自己点検を実施した。(セルフチェック、情報資産管理状況調査等)	報セキュリティの維持・強化を目的とし		
	・ 外部のセキュリティ機関による監査、機構内部監査の結果によりリスクを評価し、統一	て、必要となる対応や施策等の実施につい		
	基準の改訂等を踏まえ、情報セキュリティポリシー「対策基準」の改訂を実施した。	て継続して検討、推進する。		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する	b 基本情報		
VII — 3	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. 施設・設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	なし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣によ	る評価
土な計画相様寺	業務実績	自己評価	評定	В
<主な定量的指標> - <その他の指標> - <評価の視点> -	 (<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定: B 「施設・設備に関する計画」について、 年度計画に沿って着実に実施した。 以上のことから、所期の目標を達成した と判断し、「B」とした。 <課題と対応> インフラ長寿命化計画に基づき、引き続き効果的・効率的な改修等を実施する。	<評定に至った理由> 中期計画に定められが実に業務が実施されため。 <今後の課題> - <その他事項> -	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に	引する基本情報		
VII — 4	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 4.人事に関する計画		
当該項目の重要度、困	推度 —	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	予算事業 ID001581

2.	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	研修等受講者数※	I	_	3,277 人					

[※]研修等受講者数は、実人数と延べ人数の合計を表記

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

法人の業務実績・自己評価		主務大臣に	よる評価
業務実績	自己評価	評定	В
<主要な業務実績>	<評定と根拠>	中期計画に定められ	ιたとおり、概ね着
1 柔軟な組織体制の構製 ○ 令和6年度は法科大学院認証評価の申請校数の減少等やその他各事業の業務量の増減に 対応するため、人員配置の変更を行った。	評定:B 「人事に関する計画」について、年度 計画に沿って着実に実施した。	め。	たと認められるた
○ 業務の継続性等を勘案し、国立大学法人等職員採用試験合格者から、4月に5人、10月に 1人、合計6人の事務職員を新規採用した。	特に、職員のモチベーションや能力の 向上に資する取組みについては、働き方 に関し、一般事業主行動計画における所	(その他事項)	
2 職員のモチベーションや能力の向上に資する取組み ○ 人事評価について、国家公務員の人事評価制度も考慮しつつ、職員は能力評価及び業績評価を、また、教員は業績評価を実施するとともに、当該評価結果や予算を勘案した上で、優秀者等の給与等処遇の参考とした。	定外労働時間及び年次有給休暇取得率の目標数値を達成した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。	_	
 ●き方に関しては、一般事業主行動計画において、所定外労働時間について年間200時間程度、年次有給休暇取得率について14日(70%以上)を目標としているところ、令和6年度の所定外労働時間は年間111.6時間(年間1人当たり)、年次有給休暇取得率は17.4日(87.1%)と目標数値を達成した。 ● 幅広い人材の確保を目的とし、課長級以上を除く全ての役職段階の職について計18機関(23人)と人事な済を実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保した。 	<課題と対応> 柔軟な組織体制の構築に向けて、引き 続き人事交流や新規採用等により、適正 な人員配置を行うこととする。		
	業務実績 <主要な業務実績> 1 柔軟な組織体制の構築 ○ 令和6年度は法科大学院認証評価の申請校数の減少等やその他各事業の業務量の増減に対応するため、人員配置の変更を行った。 ○ 業務の継続性等を勘案し、国立大学法人等職員採用試験合格者から、4月に5人、10月に1人、合計6人の事務職員を新規採用した。 2 職員のモチベーションや能力の向上に資する取組み ○ 人事評価について、国家公務員の人事評価制度も考慮しつつ、職員は能力評価及び業績評価を、また、教員は業績評価を実施するとともに、当該評価結果や予算を勘案した上で、優秀者等の給与等処遇の参考とした。 ○ 働き方に関しては、一般事業主行動計画において、所定外労働時間について年間200時間程度、年次有給休暇取得率について14日(70%以上)を目標としているところ、令和6年度の所定外労働時間は年間111.6時間(年間1人当たり)、年次有給休暇取得率は17.4日(87.1%)と目標数値を達成した。	**	***

	O 1	専門的な研修等について、以下のとおり実施した。(人数は受講者数	4)
	(1)	等门的な物修等について、以下のとおり実施した。(八数は支誦有家 実践的研修等(機構実施)	X.)
	1	パソコン研修	延べ38人
		ハラスメント研修	163 人
		ハラスメント相談員研修	42 人
		コンプライアンス研修	158 人
		メンタルヘルス研修 (セルフケア)	•
		ストレスチェック対策コース	延べ 400 人
		セルフケアコース	延べ 994 人
		メンタルヘルス研修 (ラインケア)	延べ 827 人
		英語研修	26 人
		公文書管理研修	155 人
		個人情報保護研修	194 人
		情報セキュリティ研修	204 人
	2	専門的研修等(外部機関実施)	T
		放送大学の活用、情報システム、会計及び人事等に関する研修等	25 件、延べ 70 人
	3	文部科学省関係機関職員行政実務研修	1人
	4	事務系職員の研修等助成	5人

4	その他参考情報	
+ .	こし シノ 凹 多つ 旧 取	

項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
<u>I-1</u> 大学等の評価	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
	1 大学等の評価 我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資する ため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役 割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立 を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文 部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・ 実施する。	1 大学等の評価	1 大学等の評価
	(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大 学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を 保証し、その改善に資する。 特に、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られ た成果等も活用し、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支 援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供する こと等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 また、評価の実施に当たっては、大学等の負担の軽減にも配慮 した効果的な実施に取り組むとともに、大学等が評価の意義を実 感できるよう配慮しつつ、大学等の特色や優れた取組などについ て受け手である社会や大学等にわかりやすく伝えることを意識し た情報発信等に取り組む。 なお、法科大学院に係る認証評価については、手数料収入で賄 えていない現状を踏まえ、認証評価手数料の引上げの検討や関係 経費の支出の削減など、本中期目標期間中に当該評価に係る運営 費交付金の具体的な削減目標を設定し、本中期目標期間における 運営費交付金を出総額を削減することとする。	(1)大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況 について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに 公表する。 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直 すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行う ことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システム の改善につなげる。 調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた 成果等を活用して、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支 援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積 極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導 的役割を果たす。 なお、法科大学院に係る認証評価については、手数料収入で賄 えていない現状を踏まえ、認証評価手数料の引上げの検討や関係 経費の支出の削減など、本中期目標期間中に当該評価に係る運営 費交付金の具体的な削減目標を設定し、本中期目標期間における 運営費交付金支出総額を削減することとする。	(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価 結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 エ 調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 オ 法科大学院に係る認証評価について、本中期目標期間中における運営費交付金支出総額の
	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。 評価に当たっては、第4期中期目標期間における中期目標の大綱化や同委員会が定めた評価方法等の方針に適切に対応しつつ、法人の負担軽減を考慮した効果的かつ効率的な方法で実施する。	(2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間における教育研究の状況について、令和8年度に4年目終了時評価を、令和10年度に6年目終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。 評価に当たっては、第4期中期目標期間における中期目標の大綱化や同委員会が定めた評価方法等の方針に適切に対応しつつ、法人の負担軽減を考慮した効果的かつ効率的な方法で実施する。国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第5期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。	削減方策を検討する。 (2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 ア 第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。 イ 第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価に向けて、教育研究評価データの収集・分析等を行うシステムを開発する。

<u>I-2</u> 国立大学法人等 の施設整備支援

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 国立大学法人等の施設整備支援

我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。

なお、本事業の運営に必要な経費については、業務の合理化・効率化を通じた見直しを行い、運営費交付金の削減を図る。

(1) 施設費貸付事業

国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関 法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達 を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度 の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償 環する。

(2) 施設費交付事業

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高 等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の 取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交 付を行う。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 国立大学法人等の施設整備支援

1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人 及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び 国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。

貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

② 資金の調達及び債務の償還

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善 に資するよう、貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又 は債券発行により効率的な資金の調達を行う。

また、貸付先訪問調査等の実施を通じて、貸付事業に係る債権 を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保等

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年 法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る ため、交付先訪問調査を実施する。

あわせて、文部科学省に協力して、各国立大学法人等に対し、 施設費交付事業の財源となる不要財産処分の重要性が周知される よう取り組む。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務 について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継 債務(旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融 資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行 う。

② 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措 置

2 国立大学法人等の施設整備支援

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。

イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法 人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施 することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達及び債務の償還

ア 貸付事業に必要となる財源として、長期借入 れにより資金の調達を行う。

その際、国立大学法人の財務及び経営の改善 に資するよう、効率的な資金の調達に努める。

イ 債権・債務の管理を適切に行い、長期借入金債 務等の償還を確実に行う。

また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間6箇所以上の貸付先調査を実施する。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保等

ア 交付事業の実施に当たって、「補助金等に係る 予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 法律第 179 号)」に準じ、交付対象事業の適正 な実施の確保を図る。

また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間 13 箇所以上の交付先調査を実施する。

イ 文部科学省に協力して、各国立大学法人等に 対し、施設費交付事業の財源となる不要財産処 分の重要性が周知されるよう取り組む。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する37国立大学法人か

ら債権及びその利息を確実に回収し、承継債務(旧国 の支払を確実に行う。 ② 旧特定学校財産の管理処分 続する。 Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関 Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の I-3 学位授与 Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関 する事項 する目標を達成するためにとるべき措置 3 学位授与 3 学位授与 高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実 3 学位授与 現を図るため、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準に (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 ① 学士の学位授与 あると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社 短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了する 会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に ① 学士の学位授与 関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教 などし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申 育学習者等への更なる周知に努める。 請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験 なお、本事業については、手数料収入で賄えていない現状を踏 等を行い、学士の学位を授与する。 まえ、学位授与審査手数料の引上げの検討や関係経費の支出の削 なお、本事業については、手数料収入で賄えていない現状を踏 減など、本中期目標期間中に本事業に係る運営費交付金の具体的 まえ、学位授与審査手数料の引上げの検討や関係経費の支出の削 な削減目標を設定し、本中期目標期間における運営費交付金支出 減など、本中期目標期間中に本事業に係る運営費交付金の具体的 与する。 総額を削減することとする。 な削減目標を設定し、本中期目標期間における運営費交付金支出 総額を削減することとする。 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 短期大学・高等専門学校の卒業者等でさらに一定の学修を行い 出総額の削減方策を検討する。 ② 専攻科の認定 単位を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を 授与する。 学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短 ② 専攻科の認定 期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に 置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相 当する水準の教育を行っている専攻科を認定する。 機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に 対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。 専攻科について認定する。

立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政 融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子

ア 国から承継した旧特定学校財産(東京大学生 産技術研究所跡地) について、施設費交付事業の 財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に 対し、分割して売却する。また、未売却の土地に ついては、国立新美術館用地として貸付けを継

イ 処分後の財産 (広島大学本部地区跡地) の利用 状況について、適切に把握する。

質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、 4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審 査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有 しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して 6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授

また、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査 の基準等について見直しを行う。

さらに、本中期目標期間中における運営費交付金支

学校教育法第 104 条に規定する文部科学大臣の定 める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科 のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当 たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻 科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施 設設備等が大学教育に相当する水準を有しているか について学位審査会において審査を行い、可とされた

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期 間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当す る水準を維持しているか学位審査会において適否の 審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善 等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の 専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望す る専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審 査を行い、適用の可否を決定する。

			ナム 株国の英田初点とのはついて本むがいよい ー
	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。
	(2) 有川人子校修了有に対する子位校子 各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。	(2) 有力人子校修了有に対する子位校子 ① 学士、修士又は博士の学位授与 機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 学士、修士又は博士の学位授与 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位 授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了 証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後 1月以内に、学士としての水準を有していると認めら れる者に学位を授与する。 修士及び博士は、単位修得状況や論文の審査及び口 頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。 さらに、本中期目標期間中における運営費交付金支
		② 課程の認定 省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の 教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程	出総額の削減方策を検討する。 ② 課程の認定 学校教育法第 104 条に規定する学校以外の教育施
	(3) 学位授与事業の普及啓発	教育課程等について番査を行い、大字の字部、大字院の修士課程 又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。 機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対 し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。	学校教育伝第 104 条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。
The State of the State of the	機構による学位の授与に関する情報については、受け手である 社会や高等教育学習者等による活用がより促進されるよう、公表 の内容や方法などを工夫した上で積極的に発信し、ターゲットご との有効な情報発信等による戦略的な広報活動などを通じ社会に おける理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとと もに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。	機構による学位授与の制度等に対する社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るため、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、ターゲットごとに有効な情報発信の方法を検討・実施し、戦略的な広報活動に努める。 また、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請案内等の充実及び利便性の向上に努める。	(3) 学位授与事業の普及啓発 生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、ターゲットごとに有効な情報発信の方法を検討し、戦略的な広報活動に努める。 また、学位授与に関する申請案内等の充実及び利便性の向上に努める。
I-4 質保証連携	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
	4 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。	4 質保証連携	4 質保証連携

(1) 大学等連携·活動支援

大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、 運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たす ための教育情報の公表・活用等を支援する。

① 大学等との連携

大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、 質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

財務マネジメント機能の向上等の国立大学法人の運営基盤の強 化促進を支援するため、国立大学法人と協働して、必要な情報の 収集、整理、分析を行い、広くその成果の提供を行う。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づいて、大学ポートレートを運用する。

大学が自ら行う情報発信の充実を促進し、機構が担うべき情報 発信の在り方について整理を行い、本事業に係る運営費交付金の 具体的な削減目標を設定した上で、本中期目標期間における運営 費交付金支出総額を削減することとする。

なお、受け手である社会や大学、学生等による活用がより促進されるよう、公表の内容や方法などを工夫した効果的な情報発信を行うため、機構が業務を通じて入手・保有する様々な情報の提供について、有機的に連携させるとともに、運用に当たっては、利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。

④ 評価機関との連携

我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。

(2) 国際連携·活動支援

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づき、我が国における国内情報センター(NIC)としての役割を果たす。

(1) 大学等連携·活動支援

① 大学等との連携

大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR(インスティテューショナル・リサーチ)活動等に活用できるよう提供する。

また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開 に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・ 整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

国立大学法人の協力を得て、大学運営に関する情報の分析、財務経営に関する取組事例の収集、病院経営分析に資する指標の提示や研修の実施等に取り組む。また、これらの成果を広く国立大学法人等に提供する。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づいて、大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

また、検証結果を踏まえて、利用者をより意識した効果的な情報発信及び利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

大学が自ら行う情報発信の充実を促進し、機構が担うべき情報 発信の在り方について整理を行い、本事業に係る運営費交付金の 具体的な削減目標を設定した上で、本中期目標期間における運営 費交付金支出総額を削減することとする。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、 認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した認 証評価に関する情報の発信、職員の能力の向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

(1) 大学等連携·活動支援

① 大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動や IR(インスティテューショナル・リサーチ)活動等に活用できるよう提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するな ど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能 力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や 生涯学習への展開に対応するため、大学等にお ける各種の学習に関する情報を収集・整理し、提 供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

国立大学法人の協力を得て、財務諸表等の集計と分析、財務経営に関する取組事例の収集と情報共有、病院経営分析に資する指標やツールの提供、病院における経営担当職員の養成の支援等に取り組む。また、これらの成果を広く国立大学法人等に提供する。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づいて、大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

また、検証結果を踏まえて、利用者をより意識した 効果的な情報発信及び利便性の向上等、機能の改善・ 充実に努める。

本事業について、本中期目標期間における運営費交 付金支出総額の削減方策を検討する。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と 連携して、認証評価の改善・充実や受け手である社会 や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や 職員の能力向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

<u>I – 5</u>	調査研究	

① 国際的な質保証活動への参画 ① 国際的な質保証活動への参画

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に関する相互理解の更なる促進を図る。

② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

度・動向に関する情報の交換及び知見の共有を図る。

我が国における国内情報センター(NIC)として、我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供並びに諸外国のNIC等との連携活動を行う。

諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と高等

教育の質保証に関する連携活動に取り組み、国内外の質保証の制

① 国際的な質保証活動への参画

覚書締結機関をはじめとする諸外国の質保証機関 及び国際的な質保証ネットワーク等との連携活動を 通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・ 知見の共有を図る。日中韓質保証機関協議会における 活動等を通じ、アジアにおける大学間交流プログラム に対する国際質保証制度設計業務に取り組む。

② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づく我が国における国内情報センター(NIC)である高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)の活動を推進し、国内及び規約締約国をはじめとする各国の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供並びに諸外国のNIC等との連携活動を行う。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 調查研究

提供・公表する。

我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に

対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成

果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うと

ともに、機構の実施する学位授与事業を検証する。調査研究の成

果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

5 調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤の 強化促進支援の基礎となる調査研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査 研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施結果を分析・検証し、効果的で効率的な評価の在り方を検討するとともに、 国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システム等の在り方について調査研究を行う。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に 関して基礎となる研究を行うとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について調査研究を行う。 I 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措 置

5 調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関す る調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学 運営基盤の強化促進支援の基礎となる調査研究を行 う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に 関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価 実施結果を分析・検証し、効果的で効率的な評価の在 り方を検討するとともに、国内外の政策状況等の進展 に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の 保証及び維持・向上のための評価システム等の在り方 について調査研究を行う。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2)学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の 承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の 成果の評価に関して基礎となる研究を行うとともに、 学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認 について調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位と して認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及 び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の 在り方について調査研究を行う。 研究を行う。 ③ 調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとす る事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機 構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。 (3) 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調 (3) 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調 查研究 に関する調査研究 查研究 機構の行う大学等の改革支援及び学位授与において、機構が有 ① 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報基盤に関する調査 する情報を有機的に連携させ、我が国の大学等の改革の支援や学 研究 に関する調査研究 位の授与に対する社会の要請に応えるため、情報処理の観点から 機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、 その情報基盤と情報分析に関する調査研究を行う。調査研究の成 高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応えうる情報基 果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に 盤の在り方や構築方法について調査研究を行う。 提供・公表する。 いて調査研究を行う。 ② 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報分析に関する調査 に関する調査研究 機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、 高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応えうる情報分 析の方法や活用方策について調査研究を行う。 て調査研究を行う。 ③ 調査研究成果の活用と社会への提供 ③ 調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の評価事業や学位授与事業な どの事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び 機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。 I − 6 大学・高専成長 Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関 I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関 分野転換支援 する事項 する目標を達成するためにとるべき措置 6 大学·高専成長分野転換支援 6 大学·高専成長分野転換支援 6 大学·高専成長分野転換支援 基本指針及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」(令和5年4 (1) 助成金の交付 (1) 助成金の交付 月13日文部科学大臣認可。以下「実施方針」という。) に基づき、 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に ① 助成事業の選定・公募 中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分 規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」(令和5年2月28 野の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付及びフ 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。)及び「独立行政 オローアップとしてその取組の実施状況の把握等を行う。 法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につな がる単位として認定する方法を研究するとともに、機 構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状 況を検討して、今後の学位授与の在り方について調査

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業を はじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連 学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等 を通じて社会に提供・公表する。

- (3)大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理
- ① 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報基盤

機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資す るとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請 に的確に応えうる情報基盤の在り方や構築方法につ

② 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報分析

機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資す るとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請 に的確に応えうる情報分析の方法や活用方策につい

調査研究の成果については、機構の評価事業や学位 授与事業などの事業の改善等に活用するとともに、関 連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会 等を通じて社会に提供・公表する。

- I 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措
- ア 令和6年度大学・高専機能強化支援事業の選定 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法 第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する 基本的な指針」(令和5年2月28日文部科学大臣 決定。以下「基本指針」という。) 及び「独立行政 法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三 に規定する助成業務の実施に関する方針」(令和5 年4月13日文部科学大臣認可。以下「実施方針」 という。) に基づき、令和6年度大学・高専機能強

者に助成金を交付する。

業務の実施に関する方針」(令和5年4月13日文部科学大臣認可。

以下「実施方針」という。) に基づき、大学及び高等専門学校に対

して助成事業の公募を行うとともに、遅滞なく審査の上、選定し

た大学及び高等専門学校の設置者又はこれらを設置しようとする

			化支援事業へ申請のあった事業計画を遅滞なく審査の上、選定し、その結果をウェブサイトに公表する。 イ 令和7年度大学・高専機能強化支援事業の公募基本指針及び実施方針に基づき、令和7年度大学・高専機能強化支援事業の公募を行う。 ② 助成金の交付選定された助成事業者に対して、助成金の交付決定を行った上で、実績報告書に基づいて助成金を交付する。また、助成事業者の希望に応じて、必要があると
		(2)取組の実施状況の把握等 交付対象となった大学及び高等専門学校における学部再編等に 係る検討状況、取組の実施状況等をフォローアップに関する規定 等に基づき把握するとともに、その内容を基に、各大学等におけ る取組の効果を測定し、その結果を公表する。また、定期的に会 議(機能強化会議)を開催するなどの方法により、交付対象とな った大学等の相互の連携等の促進を図る。	認められる場合は、助成金の全部又は一部を概算払により交付する。 (2) 取組の実施状況の把握等 ① 選定された大学等に対するフォローアップの実施・効果の測定 大学・高専機能強化支援事業フォローアップ要項に基づき、大学等の事業計画の取組の実施状況及び各種指標の実績等の確認・把握等を行う。 ② 選定された大学等による情報・意見交換の場の提
II - 1 経費等の合理 化・効率化	IV 業務運営の効率化に関する事項	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	供 機能強化会議を開催するなど、選定された大学等の相互の連携等の促進を図るための取組を行う。 II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
	1 経費等の合理化・効率化 引き続き業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化 等に取り組むとともに、太陽光発電など再生可能エネルギーの活 用等により、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業については、利活用状況等の 分析を行い、自己評価を厳格に行った上で、その在り方を検討す るとともに、経費削減の一層の推進を図る。 また、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費(人件費 及び退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度 につき1%以上を削減するほか、その他の事業費(人件費及び退 職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1%以上の業務の効率化を図る。 なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立っ て推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意す る。	1 経費等の合理化・効率化 引き続き業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化 等に取り組むとともに、太陽光発電など再生可能エネルギーの活 用等により、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業については、利活用状況等の 分析を行い、自己評価を厳格に行った上で、その在り方を検討するとともに、経費削減の一層の推進を図る。 また、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費(人件費及び退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上を削減するほか、その他の事業費(人件費及び退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。 なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	1 経費等の合理化・効率化 運営費交付金を充当して行う事業については、効率 化になじまない特殊要因を除き、令和5年度予算に比 較して1%以上を削減する。(人件費及び退職手当を 除く。) また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的 視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業 の継続性に十分留意する。 併せて、利活用状況等の分析を行い、自己評価を行 った上で、その在り方を検討する。

Ⅱ-2 調達等の合理化	IV 業務運営の効率化に関する事項	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するため にとるべき措置
	2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施 し、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等 の合理化に取り組む。	2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。 また、契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。	2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。 契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。
II − 3 給与水準の適正化	IV 業務運営の効率化に関する事項	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するため にとるべき措置
	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証 を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取 組状況を公表する。	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証 を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取 組状況を公表する。	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分 考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むととも に、その検証結果や取組状況を公表する。
Ⅲ 財務内容の改善に関 する目標を達成するため	V 財務内容の改善に関する事項	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためと るべき事項
とるべき事項 IV 予算 (人件費の見積 もりを含む)、収支計画及 び資金計画 V 短期借入金の限度額 VI 剰余金の使途	1 予算の適切な管理と効果的な執行等 自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る 情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等 を行うことにより、効率的な予算執行に努める。 なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金 債務残高の発生状況にも留意する。 また、現行の料金体系を検証し、新たに収入を確保する仕組みを 検討し、一定の結論を得る。	1 予算の適切な管理と効果的な執行等 自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る 情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等 を行うことにより、効率的な予算執行に努める。 なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金 債務残高の発生状況にも留意する。 また、現行の料金体系を検証し、新たに収入を確保する仕組み を検討し、一定の結論を得る。	1 予算の適切な管理と効果的な執行等 運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切 に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機 動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリン グを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。 また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを 四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務 ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に 努める。 また、現行の料金体系について、新たに検討委員会 等を立ち上げ、その妥当性について検討する。
	2 資産の有効活用 保有資産については、その保有の必要性について不断の見直し を図る。	2 資産の有効活用 小平第2住宅については、入居率が5割を下回り、その改善の 見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却 等の措置を検討する。	2 資産の有効活用 小平第2住宅については、入居者が5割を下回り、 その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革 の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。
		IV 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	IV 予算 (人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり

		V 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 75億円 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。	V 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 75億円 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。
		VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改 革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善 のために充てる。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政 法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充 実及び組織運営の改善のために充てる。
<u>VII-1</u> 内部統制	VI その他業務運営に関する重要事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項
	1 内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。 また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。	1 内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。特に監事、監査室及び会計監査人の連携を強化し監査を行い、その結果を公表する。	1 内部統制 (1)法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底 度 役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営 方針について役職員に周知徹底する。
			(2) 内部統制の機能状況の検証 ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。 ② 令和5年度の業務の実績及び第4期中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。また、令和6年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。。 ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の把握に努め、必要な対応を行う。
<u>VII - 2 情報システムの</u> 整備及び管理	VI その他業務運営に関する重要事項 2 情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定) にのっとり、PMO及び関係部署が協働し情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務効率化の観点から、各事業において、デジタル・トランスフォーメーション (DX) 等を推進する等業務の効率化を推進する。「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMO及び関係部署が協働し情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務効率化の観点から、各事業において、デジタル・トランスフォーメーション(DX)等を推進する等業務の効率化を推進する。「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。	▼ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

VII-3 施設・設備に関		VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項
する計画		3 施設・設備に関する計画 中長期的な施設・設備の維持管理において、トータルコストの 縮減や良好な状態を維持するため、令和3年3月に策定した「イ ンフラ長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に改修等を実施 する。	3 施設・設備に関する計画 「インフラ長寿命化計画」に基づき、効果的・効率 的に改修等を実施する。また、フォローアップを実施 し、継続的に評価・分析を行うことにより優先順位を 設定するなど、必要な対策を効率的・効果的に実施す る。
VII-4 人事に関する計	VI その他業務運営に関する重要事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項
画	3 人事に関する計画 大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学 法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保 し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また、 適正な人事評価、働き方の改革、大学等との人事交流及び研修等 により職員のモチベーションや職員の能力向上に努める。	4 人事に関する計画 大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学 法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保 し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。 5 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に 係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行 為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるも のについて行う。 6 積立金の使途	 4 人事に関する計画 ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。 ② 適正な人事評価の実施、働き方の改革に資する取り組みの推進、大学等との人事交流及び専門的な研修等により職員のモチベーションや能力の向上を図る。
		前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。	